令和5年第1回定例会議案審查特別委員会会議録

令和5年3月14日 午後1時 開 議

1 1 1	1.5		
ж.	DEC.	1	
出	席	委	只

委員長 櫻 井 繁行 副委員長 本 直 樹 塚 員 矢 龍 人 委 口 委 員 佐 藤 文 雄 丈 治 委 栖 員 来 委 員 設 楽 健 夫 委 倉 博 員 小 委 員 久 松 公 生 委 員 櫻 井 健 委 員 鈴 木 貞 行 委 員 服 部 栄 一 委 員 澤 正広 石 委 員 鈴 木 更 司 委 員 井 出 有 史

欠 席 委 員

委 員 岡崎 勉

出席説明者

市民部長 大久保 昌 明 保健福祉部長 浩 之 幕内 産業経済部長 孝 之 松 延 産業経済部理事 井 淳 高 農業委員会事務局長 禎 仲 戸 雄 国保年金課長 豊 﨑 良 憲 文 社会福祉課長 俊 金 子 介護長寿課長 川原場 宗 徳 子ども家庭課長 斎 藤 隆 男 健康づくり増進課長 田 中 英 昭 元 木 義 農林水産課長 和 地域未来投資推進課長 毛 一 朗 石 観光課長 石川和彦

出席書記名

農林水産課藤澤修平上下水道課下川哲平議会事務局柏崎博子議会事務局折本尚充

議 事 日 程

令和5年3月14日(火曜日)午後1時 開 会

1. 議案の審査

- (1) 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算(第13号))
- (2) 議案第8号 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例及びかすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第9号 かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第10号 かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第11号 かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) 議案第12号 かすみがうら市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
- (7) 議案第17号 令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算(第14号)
- (8) 議案第20号 令和4年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- (9) 議案第21号 令和5年度かすみがうら市一般会計予算
- (10) 議案第22号 令和5年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- (11) 議案第23号 令和5年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- (12) 議案第24号 令和5年度かすみがうら市介護保険特別会計予算

開 会 午後 1時 0分

○櫻井繁行委員長

改めまして、こんにちは。

ただいまの出席委員は14名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。 それでは、ただいまから3月10日に引き続きまして、令和5年第1回定例会議案審査特別委員会を開きます。

本日の日程は、審査予定表のとおりでございます。

始めに、10日からの引き続きでございます。議案第22号 令和5年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

こちらについては、答弁もらう前で10日の議案審査が終了しておりますので、引き続き答弁をいただ きたいと思います。

○国保年金課長(豊﨑良憲君)

お答えいたします。

先日のご質問、令和5年度の普通交付金の計上の内容についてなんですが、予算書は145ページをお開きください。

下から5番目に計上しました普通交付金の内容、30億766万円の計上の内容です。前年度、令和4年度は、当初28億97万7000円に補正で3億円を加え31億97万7000円の予算金額となっております。

1人当たりの医療費は伸びているものの、令和5年度の計上は予算30億766万円、比較すると予算規模では少なくなっています。被保険者が後期高齢者医療制度に移行し、国保被保険者が減少していることが要因です。

○佐藤文雄委員

普通交付金が令和4年度の補正後であっても、令和3年度ね、令和4年度の予算に対して増えていますよということで質問したのだけれども、今、令和4年度の補正後から比べると増えたというふうな言い方をしましたよね。そうですか。

○国保年金課長(豊﨑良憲君)

令和4年度の補正後の数字は31億97万7000円で、令和5年度については30億766万円となっておりますので、減となっております。当初予算ベースで比べると増となっております。

○佐藤文雄委員

そこの関係を聞きたいというふうに言ったのですよ。

○国保年金課長(豊﨑良憲君)

こちらについては、先ほどもご説明させていただきましたけれども、1人当たりの医療費は伸びておりますけれども、被保険者数が減となっておりまして、令和4年度は被保険者数9230人、令和5年度の被保険者数に関しましては8900人で試算しております。

○佐藤文雄委員

だから、ちゃんとそういうふうに、医療費は結果的に令和4年度の予算に対して増えているけれども、令和4年度の補正では31億97万7000円ですよと。来年度、令和5年度の予算が30億766万円なのは、医療費は伸びているけれども、結果的に国保加入者が減っている。そのためにこの金額が減っているんですよ。だから、普通交付金そのものは、医療費の伸びと被保険者の伸び、増減で決まるんですよということなんでしょう。ですから、それはどうやって計算するんでしょうか。

○国保年金課長(豊﨑良憲君)

令和4年度の医療費の概算を出しまして、そこから被保険者数で割り返して、1人当たりの医療費を 算出します。その1人当たりの医療費に、来年度見込まれる被保険者数をかけたところでございます。

○佐藤文雄委員

ですから、医療費の伸び、それは支出になりますよね。ですから、支出が一定程度決まる。そうすると、それに対してその保険給付費を賄うためには、保険税とか、それから、いろんな要素がありますよね。そういう普通交付税、それなりの収入がある。それで、最終的に決められる。その普通交付税は、どのように決めるかがちょっとよく分からないんですよ。ですから、そのことについて教えていただきたいと言っているんです。

○国保年金課長(豊﨑良憲君)

申し訳ございません。普通交付金の計上の方法なんですが、歳出に計上します療養諸費及び高額療養費等の給付費の総額に当たります。

○佐藤文雄委員

今、歳出と歳入をチェックしました。そうしたら、普通交付金が前年度と比べると7.4%アップでしたね。ここの療養給付費、前回と比べると、同じように7.4%、こういうふうに連動していますということですね。

○国保年金課長(豊﨑良憲君)

お見込みのとおりです。

○佐藤文雄委員

なかなかよく分かりにくくて、本当に国保そのものについて勉強しないと、なかなか分からないと思うんですが、特別交付税についてお聞きします。

保険者努力支援分、これが令和4年度と比べるとかなり増えています。917万9000円、13.4%です。これはどういうことでしょうか。そして、その理由はどういう理由でしょうか。

○国保年金課長(豊﨑良憲君)

お答え申し上げます。

保険者努力支援については、毎年経常的に入る保険者努力支援分のほか、令和2年度から国のほうで制度化されました事業費連動分の財源がございます。インセンティブの評価ということで、事業費連動型の配分がございます。そちらのほうで未受診者受診勧奨通知であるとか、多重、多剤の情報通知、あと、受診適正化通知等の事業費の積み上げを今回行っております。

○佐藤文雄委員

これ経年度で見て欲しいんですよ。令和2年度が919万8000円ですよ。令和3年度が2235万3000円、来年度が、令和4年度の予算では1672万3000円で、令和5年度の予算が2852万3000円、こういうふうになっているから、どうやって計算するのかなと。これは市で計算できるものなんですか。

○国保年金課長(豊﨑良憲君)

お答えいたします。

保険者努力支援については、経常的に入る今までの部分については、対象経費が給付に基づくものではなくて、配点方式のため、毎年国の予算及び県の保険者努力支援の成果の枠によるもので、短期的な予想は立てにくいものとなっています。

○佐藤文雄委員

だから、どうやって計算したんだかと言っているんだよ。この数字はどうやって求めたんですかと聞いているの。

○国保年金課長(豊﨑良憲君)

繰り返し同様の説明になってしまいますが、来年度計上分として、これまでの制度で見込まれる計上分として1672万3000円がベースにありまして、そのほか、事業費連動分といたしまして1180万円程度を加算して計上してございます。

○佐藤文雄委員

計算する基礎はあるんですね、そうすると。その基礎はどこから持ってきたんですか。それは、県の ほうの数字ですか。

○国保年金課長(豊﨑良憲君)

先ほど申し上げた計上分についての1672万3000円については、既に決定が令和4年度交付申請に決定があったものです。事業費連動分については、歳出に計上するそれぞれの事業の予算執行見込みの8掛けを見込んで計上してございます。

○佐藤文雄委員

なかなか分かりにくいんですけれども、ちょっと今、国民健康保険に加入なさっている方は、このかすみがうら市の世帯のうちの33%、いわゆる3分の1程度ですよね。既に質問をしてありますが、国保世帯主の職業世帯の構成割合、これについて教えていただけますか。

○国保年金課長(豊﨑良憲君)

職業別の所得については、国保のシステム上区分を設けておらず、申告データの2次利用で集計をせざるを得ません。今回集計を取っておりませんので、今申し上げることはできません。

○佐藤文雄委員

お話を前もってしてありますが、データ的には、国のほうはもう既に出しているんですよね。ちょっ

と待ってね。例えば農林水産業が2020年度2.3%です。自営業が16.6%、これ全国レベルですよ。被用者が33.2%、被用者というのは、いわゆる非正規労働者みたいな方です。無職が43.5%、その他が4.3%。無職というのは大体年金生活者だと思うんですね。こういう内訳はすぐには出ないんですか。

○国保年金課長(豊﨑良憲君)

現在集計してございませんので、答弁することは控えさせていただきたいと思っています。

○佐藤文雄委員

控えさせなくていいんですよ。まだ調べないと分からないということですね。調べて、後で連絡、報告できますか。いつまでにできますか。

○国保年金課長(豊﨑良憲君)

1週間程度あればできるかと思います。

○佐藤文雄委員

じゃ、1週間程度でも結構ですから、よろしくお願いします。

○国保年金課長(豊﨑良憲君)

調査して、後日提出させていただきます。

○櫻井繁行委員長

では、そちらについても、ガルーンのほうでよろしく。

暫時休憩します。

[午後 1時18分]

○櫻井繁行委員長

それでは会議を再開します。 [午後 1時18分] それでは、資料を作成次第、配付をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

事前に言いましたけれども、国保加入世帯の平均所得と、1人当たりの平均所得は分かりますか、現 段階で。

○国保年金課長(豊﨑良憲君)

お答えいたします。

令和4年度の本算定時の実績で申し上げます。所得額が56億2778万4000円、被保険者が本算定時なんですが9207人、1人当たりの所得が61万1251円になります。

○佐藤文雄委員

世帯の平均所得は幾らなんですか。

○国保年金課長(豊﨑良憲君)

お答えいたします。

世帯数が5678世帯、99万1156円になります。

○佐藤文雄委員

何か全国統計と比べると、そんなに安いですね。99万1156円、これが加入世帯の平均所得、かすみが うら市の。1人当たりの平均所得が61万1251円、間違いないですか。

○国保年金課長(豊﨑良憲君)

間違いございません。

○佐藤文雄委員

かなり全国レベルで低いなと思います。

一般会計からの決算補塡などの法定外繰入金の推移、私もずっとデータを調べておりますが、これが

決算補塡の目的なのかどうか私よく分かりません。ただ、法定外の繰入金というので、ちょっとデータを取っていますと、平成26年から令和3年まで、平成26年、27年、28年。平成29年はなかったんですね。 平成30年もありました。令和元年もありました。令和2年と3年はありませんし、令和4年も5年もありません、予算で。私は既に指し示しましたけれども、もう一度確認。国保年金課から数字言っていただけますか。

○国保年金課長(豊﨑良憲君)

お答えいたします。

その他で一般会計から繰入れしている実績なんですが、平成26年は2億6885万円、27年度が1億8349万7000円、平成28年度が5600万円、平成29年度はゼロです、繰入れしてございません。平成30年度は1億2000万円、令和元年度、1億2309万4156円、令和2年度、令和3年度、令和4年度については、繰入れは行っていませんが、令和4年度と、続けて令和5年度、来年度の予算については、基金より取崩しを行っているということです。

○佐藤文雄委員

決算補塡などに対する法定外繰入れ、これ全てが決算補塡の法定外繰入金というふうに理解してよろ しいですか。

○国保年金課長(豊﨑良憲君)

その他に区分される一般会計からの繰入金について、大きく分けて赤字補塡目的の繰入れと、それ以外とに分かれます。それ以外に分類するものについては、医療費波及分、マル福の波及分。あと、保健事業分、そういったことについては、赤字補塡以外の目的のもので、ルール外の繰入れとして認められているものがございます。

○佐藤文雄委員

今の金額、言ったでしょう。その金額は、いわゆる決算、赤字補塡の繰入額ですかと聞いたんですよ。 今、波及云々かんぬんというのは、これ以外ですから。

○国保年金課長(豊﨑良憲君)

平成26年から制度改正が行われる前、平成29年度につきましては、赤字補塡の繰入れとなります。平成30年度以降につきましては、その他のルール内容の繰入れの整理が国のほうでなされまして、県が整理しております。そのうち、保健事業分、令和3年度から実施しておりますが、そちらの分は特出しして、赤字補塡繰入外の繰入れとして整理されております。

○佐藤文雄委員

だから、今数字言ったやつは赤字補塡ではないと、赤字補塡なんですか。赤字補塡ですと言うんなら、 赤字補塡ですと言えばいいじゃないですか。いろいろ言わないでよ。訳分からなくなっちゃうから。

○国保年金課長(豊﨑良憲君)

赤字補塡目的の繰入れでございます。

○佐藤文雄委員

なかなか難しくて大変ですけれども、今言ったように、かなり平成26年度から30年度、令和元年度まで、赤字補塡の法定外の繰入れもやっていたと。その後は令和2年度、令和3年度、4年度の予算にはないと。ただ、基金の取崩しがあるよということですよね。

ちょっと市町村で算定できないような項目というのはあるんですか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。 [午後 1時27分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開します。 [午後 1時28分]

○国保年金課長(豊﨑良憲君)

お答えいたします。

歳出の主な内容につきましては、事業費納付金が主な内容になります。そちらの事業費納付金の財源としまして、税金を充てることになります。その税金と、あと、特別調整交付金の一部がそこの財源に充てられますが、その財源を足しても、事業費納付金を払い切れない金額についてが、基金の繰入れとして行う可能性があるものです。

○佐藤文雄委員

それはいいんだよ、それは分かったよ。そうじゃなくて、こちらで予算をつけるときに、もう動かせない数字があるでしょうと言っているの。それは県から来る納付金じゃないのかと言っているんだよ。あと他は全部こちらでつくれるんですか。でも、今言ったように、支援金分なんかは、何らかの数字は県から出ているんじゃないですか。そこら辺が想定できるんですか。だから、それを言っているんですよ。納付金はこちらで出せないでしょう。県からの納付金の指示ですから。だから、あとほかには、全部予算設計するときには、こちらで全部決められるんですかという質問ですよ。

○櫻井繁行委員長

課長、同じ質問が2回来ていますので、明確に答弁いただきますようにお願いします。

○国保年金課長(豊﨑良憲君)

納付金以外の歳出については、全て調整できます。

○佐藤文雄委員

分かりました。

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

次に、議案第23号 令和5年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。 市民部国保年金課から、特に補足説明等ございませんか。

○国保年金課長(豊﨑良憲君)

議案第23号 令和5年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算について説明をさせていただきます。

予算書158ページからになります。

予算総額としまして、歳入歳出総額をそれぞれ10億100万円、前年度対比で4000万円の増になっております。

163ページ、歳入から説明させていただきます。

1款1項後期高齢者医療保険料4億4276万1000円、前年度対比で1908万8000円の増額になります。 増額の理由としましては、被保険者数の増加によるものです。

次に、3款1項一般会計繰入金5億5723万6000円、前年度対比で2091万2000円の増額になります。 増額の理由としましては、被保険者数の増により、医療費公費繰入金が前年度対比3.6%の伸びで、これは広域連合が試算した結果によるものです。

以上が歳入の説明になります。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

予算書164ページをご覧ください。

2款1項1目後期高齢者広域連合納付金9億9464万円、前年度対比で4202万4000円の増額になります。 増額の理由としましては、被保険者数の増に伴う保険料収入及び医療療養給付費負担金が増えたこと によります。

令和5年度後期高齢者医療特別会計予算の説明になります。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等ございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

被保険者の増とおっしゃいましたが、この前データをちょっと頂きましたら、令和4年度と令和5年度の後期高齢者の人数、1.3%アップなんですよ。令和4年度の本算定では、報告によりますと6432人。令和5年度は一応報告を求めましたら6514人になると。そうすると、令和4年度と令和5年度で1.3%の増なんですね。

それを確認するというのと、実は、令和4年度は決算しないと分かりませんが、単身者を含めて収入200万円以上、世帯では320万円以上の窓口負担が2割になりましたよね。10月から。来年度は聞くところによると、令和4年度のときは、これは算定していなかったそうです、令和4年度は。予想をしていなかった、予想を入れていなかったらしいです。令和5年度はこの分を入れているんじゃないですか。だから、人口だけじゃなくて、保険料収入が増えるというふうに見込んでいると思うんですね。

調査によりますと、令和4年度の実績では9万人が県内で対象になっているそうです。かすみがうら 市はどういうふうになっているでしょうか。

○国保年金課長(豊﨑良憲君)

今回令和4年10月1日から、一定所得のある方については、現役並み所得者を除き、医療費の窓口負担が2割になった経過についてかと思いますが、2割になった方につきましては、かすみがうら市では1235人いらっしゃいます。

○佐藤文雄委員

もうちょっと丁寧に説明してくれるか。1割の人は何人で、2割が今1235人と言ったけれども、3割の人も、現役並みの人もいるわけでしょう。それを言ってよ。

○国保年金課長(豊﨑良憲君)

失礼いたしました。ご質問にお答えいたします。

後期高齢者被保険者数、令和5年1月末現在で6514名いらっしゃいます。現役並み所得3割負担の方は、そのうち323人、5%程度。一定以上所得のある方、2割負担の方です、1235名、19%。一般の方、1割負担の方、そちらは4956名、76%を占めております。

○佐藤文雄委員

それで、来年度、令和5年度の予算には、この3割、2割になる方の保険料も含んでいるんですか。

○国保年金課長(豊﨑良憲君)

お答えいたします。

そちらの影響分については、市の医療費負担分、医療療養給付費負担分の中に含まれておりまして、 予算書でいいますと、164ページの中央にあります医療療養給付費負担金4億3825万8000円に含まれる ものと考えております。

○佐藤文雄委員

今言ったように、反映していますよ。実を言うと、令和4年度は後期高齢者の広域連合では、反映し

ていなかったんだって、令和4年度の予算ですよ。だから、令和5年度は入っているんですかという質問だったんですよ。ということは入っていますよということですね。

ちょっとあと聞きたいんですが、令和4年度の算定では、いわゆる特別徴収と普通徴収の割合が大体20%でずっと推移しているんですが、やはり普通徴収者の割合というのは、こういう20%で考えてよろしいですか。

○国保年金課長(豊﨑良憲君)

毎年、特別徴収と普通徴収の割合をもって、こちら計上させていただいております。

○佐藤文雄委員

ですから、平均的に20%でずっと来ているから、20%なんですねと聞いているんです。

○国保年金課長 (豊﨑良憲君)

お見込みのとおりです。

○佐藤文雄委員

それから、ちょっと広域連合のデータを見ましたら、短期保険証の関係なんですが、短期保険証が令和4年の2月1日現在で、かすみがうら市は25人だったんですが、今回データ頂きましたが、51人なんですね。令和3年度の本算定では41人、令和4年度が今51人となりましたが、かなり増えていますが、これはちょっと教えていただけますか。

○国保年金課長(豊﨑良憲君)

推移の内容について把握してございませんが、コロナ禍などの影響も考えられるかと思います。

○佐藤文雄委員

コロナ禍の影響は関係ないんじゃないですか。払えないんじゃないのか。後期高齢者医療の保険料を 払い切れない人が短期保険証になるんじゃないのか。そういう人が多くなっているんじゃないですかと いうことなんですよね。規則があるでしょう。これの1か月から6か月とか、6か月から1年分とか、 短期保険証、そういうルールがあると思うんですよ。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。

[午後 1時43分]

○櫻井繁行委員長

それでは会議を再開いたします。 [午後 1時47分]

○国保年金課長(豊﨑良憲君)

お答えいたします。

令和3年度の短期保険証の発行数なんですが41件、令和4年度は51件、10名ほど伸びている経過がございます。この要因については、分析はしておりませんので、後日分析し、内容を報告させていただきたいと思います。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

課長、その後日というのはいつぐらいに、それも議案審査ですので、答弁いただければと思います。

○国保年金課長(豊﨑良憲君)

やはり1週間程度いただければと思っております。

○櫻井繁行委員長

分かりました。

それでは、各委員の皆様、24日の最終の定例会前までには、補足資料として提出を提出をいただける

ということです。本会議までには提出をいただけるということですので、よろしくお願いをいたします。 そのほか何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございますか。

○佐藤文雄委員

もともと後期高齢者医療制度そのものに私は反対、ずっとしているんですね。平成20年、民主党政権が、これを本当は廃止するというふうに言っていたんだけれども、結果的には廃止をしなかったということで、75歳以上になって、それで年齢で区切って、保険を一定量囲い込むというやり方は、本来の社会保障としての役割としてはおかしいと、これはずっと言ってきたんで、やっぱりこういう後期高齢者制度そのものを廃止して、元の老人保険制度に戻すということが必要だと思うんですね。

医療費が増えれば増えるだけ、これは半分は被保険者の負担になります。あとは国・県・市というふうな形でなりますが、どんどん高齢者になればなるほど、医療はかかるんだよね。そういうところから言って、一方で200万円以上、世帯では320万円以上の窓口負担が2割になって、来年度はそれも算定されるというふうになっていっております。その算定の中には、2割になった人も含めてかなりの数、今1235人という数字が出ましたけれども、こういう数字から考えると、この制度そのものについて欠陥があるということで、反対をしたいと思います。

○櫻井繁行委員長

そのほかに討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

本案は異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立〕

○櫻井繁行委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、議案第8号 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例及びかすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

産業経済部地域未来投資推進課、特に補足説明等ございませんか。

○地域未来投資推進課長(石毛一朗君)

お疲れさまです。

それでは、議案第8号についてご説明させていただきます。

2月24日に全員協議会でご説明させていただきましたとおりでございまして、補足説明等はございません。

お手元の議案集は40ページ、41ページになります。

タブレット端末は今掲載している状況です。審査のほど、よろしくお願いいたします。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明をいただきましたので、地域未来投資推進課に対する質疑等ございましたら、挙手に よるご発言をお願いいたします。

○来栖丈治委員

すみません、分からないので教えてもらいたいのですが、地域未来投資推進税制というのは令和4年度で終わりというようなことがあるんですが、その中の事業の一部として、地域経済牽引事業というのがあるんだと思うんですが、市で国の事業が法律で終わるという中で、市がそれを1年延ばしてというようなことで、その関係性というか、その何か違いというかがあるのかどうなのか、ちょっとその辺のところが理解できなかったものですから、教えてもらいたいと思います。

○地域未来投資推進課長(石毛一朗君)

お答えいたします。

この条例については、茨城県かすみがうら市における基本計画と、あと、茨城県石岡・かすみがうら地域基本計画の2つの基本計画がございます。委員ご指摘のとおり、本案、今回提案させていただきました条例につきましては、時限付きの条例となっておりまして、ご指摘のとおり令和5年3月31日で失効となるような条例となっております。

具体的には国のほうからそちらについて、新たな基本計画を定めるというような指示が来るかと思って構えていたところだったのですが、そちらのほうがまだ方針を示されておりませんで、そうしてしまうと、そちらに付随したこちらの条例のほうがどのようにしていいかということが分からなくなってしまいますので、今回、この条例を使うような企業さんたちに途切れない支援をしていきたいということで、とりあえずの経過として、1年間条例を延長させていただきたいと思いまして、ご提案したものでございます。よろしくお願いいたします。

○来栖丈治委員

そうしますと、国の方針が定まっていない中で、これまでかすみがうら市に、この制度にのっとって 起業したり、事業を興したり、本社移転したりとか、いろいろ動いてくださった方々に途切れない支援 をしていきたいというようなことで理解しました。

長いスパンでやってきた事業だと思いますので、この事業でかすみがうら市から助成を受けて事業を 興して、この事業関連の助成を受けた企業さんというのは幾つぐらいあるのか確認したい。

○地域未来投資推進課長(石毛一朗君)

お答えいたします。

こちらの制度につきましては、委員のおっしゃられたとおり長い事業でございまして、平成22年度から続いているような事業でございます。これまで11社、12件の申請をこなしてきたような制度でございます。今回次の議案に関連いたしますが、1社の実績がそぐわない業者がおりまして、10社、11件の支援実績となります。

○来栖丈治委員

あと一点確認したいのですが、途切れない支援をしたいということでありますけれども、ですから、 そうなると、この延長期間に事業の申請とか、本社機能を移転するとか、そういった企業さんについて、 該当するものなのかどうなのか、確認したいと思います。

○地域未来投資推進課長(石毛一朗君)

お答えいたします。

委員ご心配のとおり、こちらのほう途切れない支援を継続してまいりたいという考えでおりまして、 来年度も引き続き、このまま事業支援ができるような考えではございます。

○来栖丈治委員

確認です。新規申請があったところにも、事業は該当させていくという考えだということでよろしいですか。

- ○地域未来投資推進課長(石毛一朗君)
 - 1年間延長ということで、同じような支援になります。
- ○櫻井繁行委員長

新規事業者についても大丈夫か。

- ○地域未来投資推進課長(石毛一朗君) 同じでございます。
- ○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

そのほか何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは質疑を終結いたします。 これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、議案第17号 令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算(第14号)のうち、産業経済部所 管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

それでは、産業経済部地域未来投資推進課から、特に補足説明等はございませんか。

○地域未来投資推進課長(石毛一朗君)

それでは、議案第17号 令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算(第14号)地域未来投資推進課 所管についてご説明させていただきます。

議案集は80ページ、下段でございます。

7款1項2目商工振興費、03企業立地促進事業、企業立地促進に要する経費のうち1351万5000円を減額するものです。当初予算といたしまして、新規案件4件を計上いたしました。減額の主な理由といたしましては、予定していた1件の中小企業において、新規雇用従業員の数3名の指定要件を満たすことができなかったため、減額するものです。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、地域未来投資推進課に対する質疑等ございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

職種は、どういう職種でマイナスになっているのですか。

○地域未来投資推進課長(石毛一朗君)

お答えいたします。

1件減額になったのは運送業でございます。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

「発言する者なし」

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

「午後 2時 2分]

○櫻井繁行委員長

それでは会議を再開いたします。 [午後 2時11分] 続いて、産業経済部農林水産課から特に補足説明等ございませんか。

○農林水産課長(元木義和君)

それでは、農林水産課所管分について説明させていただきます。

議案集の64ページをお願いします。

繰越明許費につきましては、5段目の農林水産業費、1項農業費の園芸振興に要する経費として551万2000円ですが、前回の定例会において補正予算の承認をいただき、県の儲かる産地支援事業費補助金を活用して、農協などの3団体が栗の燻蒸処理設備を整備する事業となりますが、モーター部品の製作工場で火災が発生したことにより、部品の納入が遅れているため、3団体中1団体について3月中の引渡しが難しいとのことから、繰越をお願いするものです。

繰越明許費については以上です。

続いて、歳入につきましては、議案集71ページをお願いします。

16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金としてマイナス437万1000円ですが、説明欄の上のほうから、機構集積協力金交付事業費補助金43万8000円は、茨城県農地中間管理機構を活用して、担い手の農地の集積・集約化に取り組んだことによる補助金となります。

その下の国営造成施設管理体制整備促進事業補助金188万8000円ですが、電気料高騰に伴う国からの 追加割当てにより増額となります。

その下の、農業次世代人材投資資金経営開始型補助金マイナス529万2000円ですが、新規就農から5年間補助をされますが、その期間の中で一定以上の所得があったため、補助金などが減額される方がいたため、当初予算より減額となります。

次の鳥獣被害防止総合対策補助金マイナス60万8000円ですが、鳥獣捕獲頭数が減少見込みのため、国 分の補助金を減額するものです。

次の鳥獣被害防止促進補助金マイナス79万7000円ですが、鳥獣捕獲頭数が減少見込みのため、県分の補助金の減額と、鳥獣被害防止柵設置支援事業補助金、電気柵などですが、こちらが見込みより申請が少なかったため、減額するものです。

続いて、16款県支出金、4項県交付金の2目1節の農業費交付金、多面的機能支払交付金事業費とし

てマイナス1815万5000円ですが、こちら国の予算が予算の範囲内の交付ということで減額されております。

続いて、議案集72ページをお開きください。

真ん中より下なんですが、21款諸収入、5項雑入の1節の雑入、説明欄の2段目のほうになりますが、 茨城県農林振興公社委託金マイナス49万9000円は、農地中間管理機構の業務を主たる業務とする会計年 度任用職員の報酬が、勤務日数の精査により減額となるため、公社委託金も減額となるものです。

歳入については以上です。

続いて、歳出につきましては、議案集79ページをお開きください。

下のほうですが、6款農林水産業費、1項3目農業振興費の説明欄の0101農業振興に要する経費として、マイナス600万4000円ですが、歳入で説明したとおり、新規就農者で一定以上の所得があったため、補助金が減額または支給されなかったことによるため、マイナス529万2000円と、第三者継承促進事業補助金の精査により、マイナス71万2000円が減額されたことによるものです。

その下の0201有害鳥獣対策に要する経費としてマイナス290万9000円ですが、有害鳥獣捕獲頭数と鳥獣被害防止柵設置支援事業が減少見込みのため減額するものです。

続いて、80ページをお開きください。

4 目農地利用対策費、説明欄の0101米政策推進に要する経費としてマイナス273万3000円ですが、米政策の生産調整、転作などに係る市単独補助金の精査による減額となります。

次に、0102農地中間管理に要する経費、マイナス6万1000円ですが、歳入で説明したとおり、会計年度任用職員の報酬が精査により減額となるマイナス49万9000円と、農地集積・集約化に取り組んだことによる補助金43万8000の増額によるものです。

続いて、5目土地改良費、説明欄の0101土地改良整備支援に要する経費としてマイナス78万7000円ですが、小規模土地改良事業補助金の精査による減額となります。

次に、0102の土地改良助成に要する経費、マイナス311万8000円ですが、県営で行う畑地帯総合整備事業が先送りとなったため、マイナス150万円の減額で、農業水利施設電気料高騰対策支援金のマイナス161万8000円は、次の0103の国営造成施設管理体制整備に要する経費に振替となり、国・県分の補助額を加算した269万8000円の増額となっております。

次に、0104農地維持・資源向上対策に要する経費事業、マイナス2420万6000円ですが、歳入で説明した多面的機能支払交付金事業費の補助金が、いずれも予算の範囲内の交付ということで、歳出の交付金も減額するものです。

○農林水産課長(元木義和君)

続いて、農林水産業費の3項1目水産業振興費、説明欄の0101水産振興に要する経費として、マイナス71万7000円ですが、水産加工キャンペーン事業補助金の事業実績、やはりコロナの関係で事業ができなかったということで、そういったものの減額となっております。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、農林水産課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

議案集71ページの収入のところ、一定所得だと次世代投資の経営の補助金がマイナスされるという、 一定所得というのはどのくらいなのですか。

○農林水産課長(元木義和君)

まず、350万円が基礎となりまして、それから払った総所得ということになりますので、350万円を超えた方は2人、年間で150万円もらえるものがもらえていない方が2人。それから、その数字からまたいろんな細かい計算がありまして、結局基準額をもらえなかった方が2人いるという、減額になった方が2人ということになっています。

○佐藤文雄委員

4人が対象になっちゃったということですか。

○農林水産課長(元木義和君)

新規就農を始めてから、5年間、150万円が今の制度ですと支給されるようになっています。その期間 に農業所得がだんだん増えてきて、この所得、一定基準の所得を超えると、全額が支給停止になったり、 もしくは一部が支給停止になったりします。

○櫻井繁行委員長

課長、何人ですか。

○農林水産課長 (元木義和君)

令和4年度で4人ですね。

○櫻井健一委員

すみません、議案集79ページの有害鳥獣捕獲頭数が減少の見込ということなのですが、見込みの要因 というのはどういうことでしょうか。

○農林水産課長(元木義和君)

令和4年度3月8日現在で201頭、イノシシ、霞ケ浦、千代田地区で捕獲等されております。令和2年度は300頭いましたので、100頭前後減っているということですが、こちらの要因につきましては、豚熱関係で死んでいるイノシシが多いというようなことが聞かれておりますので、そういったことが要因ではないかと考えております。

○櫻井健一委員

令和元年あたりからの推移とかが分かりましたら、ガルーンか何かに上げてもらえるといいかなと思 うのですけれども、可能でしょうか。

○農林水産課長(元木義和君)

後で担当のほうと調整しておくようにしたいと思います。

○櫻井繁行委員長

それでは、課長そちらのガルーンのほうに配付という形で、よろしいですか。一応3月24日までに間に合うということでよろしいですよね。

暫時休憩します。

[午後 2時23分]

○櫻井繁行委員長

それでは会議を再開いたします。 [午後 2時26分]

○農林水産課長(元木義和君)

そちらの有害鳥獣捕獲頭数については、本会議最終日までにはガルーンで回すようにしたいと思いま すので、よろしくお願いします。

○櫻井繁行委員長

お願いいたします。

そのほか。

○石澤正広委員

すみません、今の答弁と重複するところもありますけれども、その捕獲の地域的な資料というのは頂けますかね。

○農林水産課長 (元木義和君)

4月1日からまた新たな期間が始まりますので、そちらは広報紙や地域に回していますんで、あとはその4月1日からの予定はありますので、それはガルーンで同じように出すことはできますので、報告したいと思います。

○石澤正広委員

イノシシの活動範囲がかなり広がっていると思うのですね。ついこの間までいなかったところに突然 現れたり、そういう目撃情報というのがかなりあると思うのですよね。そういうところも踏まえて、予 算も組まないと、減った要因、先ほどありましたけれども、それだけでは追いつかないイノシシ特有の 出産率というかそういうのがあるので、ちょっとその辺も考えていろいろ組んでいかなきゃいけないの かなとは思いますね。

○農林水産課長(元木義和君)

いずれも、有害鳥獣捕獲については、猟友会のほうに委託していますので、やってもらいたいといっても、住宅が近くではできなかったりとか、そういうのはありますので、全て猟友会のほうと打合せをさせて、委託範囲も決めさせていただいております。それと、地区の要望があったところについては、猟友会にこういうところに出るというのですけれども、対策取れますかというようなお願いをして、協議しながら、猟友会のほうの人員の配置もありますので、そういったことで今対応しているということなので、すぐに今日ここで何とかしてくれというのがなかなかできないような状況で、猟友会の協力で、お願いしていますので、その辺はよろしくお願いします。

○櫻井繁行委員長

まずは、令和4年度の補正予算ということですので、令和5年度につきましては、当初予算のほうで ご質問いただけるようにお願いをしたいと思います。まずはこの令和4年度の補正予算ということで、 お願いいたします。

そのほか何かございますか。

○来栖丈治委員

その鳥獣被害のところの一番最後にある施設整備支援事業補助金、これ電柵の補助なのかなとは思うのですが、申請数が少なかったということだと思うのですけれども、当初の予定と実績というか、それをちょっと確認したいなと思うのですが。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。 [午後 2時30分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時31分]

○農林水産課長 (元木義和君)

すみません、件数の資料を持ってきていないものですから、あとでお届けしたいと思います。それは 委員会のほうに届けるような形にしたいと思います。

○櫻井繁行委員長

それでは、そちらにつきましても、追加資料ということで提出を求めます。 そのほかございますか。

○来栖丈治委員

それと、今のに関連するのですけれども、この事業に対する国の補助とか何かは入っていたのでした かね、ちょっと確認です。

○農林水産課長(元木義和君)

電気柵については、県のほうの補助が含まれております。

○来栖丈治委員

これ何分の幾つとか、1反歩、10アール、この事業をやって、どのくらいかかって、どのくらいの今の補助割合になっているのかだけ、ちょっと教えてください。

○農林水産課長(元木義和君)

500平方メートル以上で6万円が限度額となっています。補助金の限度額。それの3分の1が個人負担で、3分の2が市と県とということになっております。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

そのほかございますか。

○設楽健夫委員

議案集80ページの米政策推進に要する経費の18番、水田利用活用推進事業助成金とありますけれども、 これの当初計画と実績と、これは一覧表か何かありますよね。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。

[午後 2時33分]

○櫻井繁行委員長

それでは会議を再開いたします。 [午後 2時34分]

○農林水産課長 (元木義和君)

市単独の水田の助成金ですが、当初予算が3690万7000円、こちらの支払い状況が3417万3833円ということになっております。

○設楽健夫委員

後で結構ですから、これの内訳表をちょっともらえますか。

○農林水産課長(元木義和君)

その単価というのは、飼料用米とか担い手家さんとか、推奨米ふくまるということなのですが、それはこちら持ってきてありますんで、これコピーしてでもよろしいですか。

○櫻井繁行委員長

それでは、そちらについてもガルーンのほうで結構ですので、資料で後日で構いません。

○設楽健夫委員

議案集80ページの5目の土地改良事業、0101の小規模土地改良事業補助金、これの当初計画、実績、 内訳なのですけれども、教えてもらえますか。

○農林水産課長(元木義和君)

こちらの事業につきましては、補正した予算になりますので、ちょっと数字が今すぐ分からないものですから、後で説明したいと思います。

○櫻井繁行委員長

後で説明というのは、課長どういうことですか。

暫時休憩します。 [午後 2時36分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開します。 [午後 2時36分]

○農林水産課長(元木義和君)

すみません、こちらの県単補助に該当しないものですんで、12月に補正したのは、県単補助に該当する分の上乗せ補助分の補正でして、こちらの小規模土地改良事業補助金については、県単補助に該当しないような事業で、小規模土地改良事業をやった場合、土地改良区でやった場合の補助ということで、当初100万円取っていたのですが、1か所しか希望がなかったものですから、78万7000円が減額ということになりました。

○設楽健夫委員

具体的にちょっと教えてもらえますか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。 [午後 2時37分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時37分]

○農林水産課長(元木義和君)

そちらについては、戸崎の土地改良区が1か所やっているということです。あとは取りあえず予算100万円取っておいたのですけれども、そこしかなかったので、あとは減額するということになっております。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

○設楽健夫委員

戸崎の土地改良区と言っても、具体的にというのは、どういう事業だったのかということを教えても らえますか。

○農林水産課長(元木義和君)

排水設備の工事を行ったということで聞いております。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

そのほかございますか。

○設楽健夫委員

その次の土地改良助成に要する経費ということで、畑地帯総合整備事業負担金ということの減額になっていますけれども、これも当初、あと実際の決算と、あと簡単に内容をちょっと教えていただけますか。

○農林水産課長(元木義和君)

畑地整備については、県のほうで予定をしていました畑地帯総合整備事業、こちらについて、県のほうから先送りなので、市の負担分が支払わないということになっております。

場所については、志筑地区を予定しておりました。

○設楽健夫委員

どういう事業ですか。

○農林水産課長(元木義和君)

こちらは、畑総関係の畑地帯の協議会の立ち上げや現地調査、受益地の設定ということで、茨城県の ほうで予定をしていたものです。具体的には、私たちのほうでちょっとタッチしないで、ただ中志筑地 区のファーマインドで、企業が入っているところの関係で協議会をつくるというような話だったのですが、それが先送りになったということで聞いております。

○設楽健夫委員

これ具体的に後で結構ですけれども、報告してもらえますか。

○櫻井繁行委員長

資料はございますか、課長。

○農林水産課長(元木義和君)

こちらが茨城県の事業なので、うちのほうは負担金を払うだけという形なので、細かい内容について は決まっていないので、まだ頂いてないという。

○櫻井繁行委員長

詳細の資料はないということでよろしいでしょうか。

○農林水産課長(元木義和君)

今のところ来ておりません、詳細については。ただ、概要は先ほど説明した協議会の立ち上げとか、 受益地の設定、現地調査ということになっているのですが、具体的にどういったことをやるということ までは決まっていないのかなという気がします。

○櫻井繁行委員長

そういったことの立ち上がりがなかったので、150万円の減額ということでよろしいですか。

○農林水産課長 (元木義和君)

そのようになります。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

まだありますか。

○設楽健夫委員

2つほど続けて聞きます。

010318の霞ヶ浦土地改良区助成金の内訳、その下の農地維持・資源向上対策交付金のマイナスが出ていますけれども、この内訳。

○農林水産課長(元木義和君)

国営造成施設管理体制整備に要する経費としましては、霞ヶ浦土地改良区に補助金としておりますが、 当初の予算が1250万円で、追加割当てが今回の269万8000円ということになっております。

増額要因としては、電気料高騰による国からの支援の割当てということです。

農地維持・支援向上対策交付金につきましては、当初予算が1億1820万7000円、実際の交付決定額が9400万460円ということで、マイナス2420万6000円となっております。

○櫻井繁行委員長

要因は分かりますか。

○農林水産課長(元木義和君)

こちら国の補助金なので、国の予算の範囲内で県をとおして払われるものということで、こちらに決 定権がないものですから、そのようになります。

○櫻井繁行委員長

分かりました。

そのほかございますか。

○設楽健夫委員

農地維持・資源向上対策交付金、これ組織のほうはたくさんあると思いますけれども、これの内訳表がありますよね。

○農林水産課長 (元木義和君)

資源保全活動組織だと思いますが、21組織で行っております。

○設楽健夫委員

それの内訳表を出してください。

○櫻井繁行委員長

内訳というのは、構成団体の一覧表ということでよろしいですか。

○農林水産課長(元木義和君)

構成団体の組織名だけであれば、うちのほうで後で提出したいと思います。

○櫻井繁行委員長

それでは、そちらについても、補足資料として、定例会最終日24日までに提出をお願いいたします。 そのほか何かございますか。

暫時休憩します。

[午後 2時44分]

○櫻井繁行委員長

それでは会議を再開いたします。 [午後 2時45分]

○農林水産課長(元木義和君)

先ほど来栖委員から質問ありました鳥獣被害の防止柵の設置支援事業補助金についてですが、当初予算が6万円の40件分ということで240万円、それに対しまして、支出のほうが26件分で126万3000円ということで、残額の113万7000円が減額ということでお願いしております。

○櫻井繁行委員長

それでは、来栖委員、そういうことでご理解いただきたいと思います。

暫時休憩します。

「午後 2時46分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時47分] そのほか何かございますか。

○設楽健夫委員

水産業振興費のところの水産加工特産品キャンペーンとありますね。これのちょっと説明をお願いします。

○農林水産課長(元木義和君)

こちらにつきましては、霞ヶ浦北浦水産加工業協同組合のほうで、水産加工品の特産品のキャンペーン事業を行う予定でしたが、コロナの影響でイベントが中止になって出店できなかったものがあったため、当初事業費が223万5700円、補助金が108万円だったのですが、実際できたのが72万5400円、補助金が36万2700円で、差額を減額補正するものです。

事業につきましては、かすみがうらマラソン兼国際盲人マラソンに出店、帆引き船フェスタ、茨城県水産品品評会、かすみがうら市成人式記念品、それから、茨城県人会連合会新年賀詞交歓会ということでなっております。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

暫時休憩します。

[午後 2時49分]

○櫻井繁行委員長

それでは会議を再開いたします。 [午後 2時49分]

○農林水産課長(元木義和君)

今述べたものは実際に行った事業ということになります。ほかは、あゆみ祭りとか、かすみがうら祭とかその他のイベントということになっております。そちらはできなかったので、お金を使わなかったので減額ということになります。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

それでは、続きまして、産業経済部観光課から特に補足説明等はございませんか。

○観光課長(石川和彦君)

それでは、議案第17号 令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算観光課所管分につきましてご説明させていただきます。

最初に歳入につきまして、議案集の69ページをお願いいたします。

中段にあります14款1項4目商工使用料、2節農村環境改善センター使用料でございます。コロナ禍により利用が少なかったため、減額するものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

議案集の81ページをお願いいたします。

7款1項3目01観光振興事業、01観光PR推進に要する経費でございます。14節工事請負費、活性化センター生産物直売所トイレ修繕工事でございますが、契約差金が生じたため減額するものでございます。

続きまして、02シティプロモーションに要する経費でございます。13節使用料及び賃借料、イベント 出店料でございますが、予定しておりましたイベントがオンライン開催となり、費用負担が発生しなか ったため、減額をするものでございます。

続きまして、4目観光施設費、01観光施設等管理運営事業、01雪入ふれあいの里公園等管理運営に要する経費でございます。14節工事請負費、三ツ石森林公園休憩所整備工事でございますが、契約差金が生じたため、減額をするものでございます。

続きまして、06農村環境改善センター管理運営に要する経費でございます。10節需用費の燃料費及び 11節役務費、手数料でございますが、新型コロナウイルスの影響により、施設利用が当初見込みに対し、 下回る見込みとなったため、減額するものでございます。

12節委託料でございますが、契約差金や施設の利用が少なかったため、減額をするものでございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、観光課に対する質疑等ございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

活性化センターの生産直売所のトイレ修繕工事と、三ツ石森林公園の休憩所整備の工事の契約差金、

書取書を後で提出してください。

○観光課長(石川和彦君)

契約書類になりますので、検査管財課に確認しながら、提出できるところは提出させていただきたい と思います。

○櫻井繁行委員長

それでは、そちらも24日までに、なるべく早くお願いいたします。出せるものをお願いします。 そのほか何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第21号 令和5年度かすみがうら市一般会計予算のうち、産業経済部所管の歳入歳出予算 に関する部分を議題といたします。

それでは、産業経済部観光課から特に補足説明等ございませんか。

○観光課長(石川和彦君)

それでは、議案第21号 令和5年度かすみがうら市一般会計予算の観光課所管分につきましてご説明をさせていただきます。

最初に歳入でございますが、主な歳入につきましてご説明させていただきます。

予算書の21ページをお願いいたします。

下段にあります16款2項5目商工費県補助金、1節商工費補助金、自然環境整備交付金でございます。 雪入ふれあいの里ネイチャーセンターにあります博物展示施設整備工事に係る県補助金360万円を計上 してございます。

続きまして、当課の所管する歳出につきまして、前年度と比較しまして増減の多い部分についてご説明させていただきます。

当課が所管する事業につきましては、事業概要説明書の51ページから53ページとなってございます。 予算書につきましては89ページから92ページでございます。

最初に、事業概要説明書の51ページをお願いいたします。

観光振興事業でございます。内訳にあります観光PR推進に要する経費でございますが、当該経費につきましては283万円を計上して、前年度比39万1000円の減となってございます。前年度と比較しまして、減額となりました主な要因としましては、活性化センター生産物直売所のトイレにつきまして、工事が完了したためでございます。

次に、シティプロモーションに要する経費でございます。当該経費につきましては493万3000円を計上いたしまして、前年度比146万6000円の減となってございます。

前年度と比較しまして減額となった要因といたしましては、令和3年度に、観光PRの観点からではなく、多角的な地域情報を発信するために、コンセプトムービー、動画を作成いたしました。それらの10の動画の「湖と里山とわたし」につきまして、プロモーションのキャンペーンを実施しまして、それが完了したためでございます。

令和5年度につきましては、さらに2つの動画の作成を予定しております。

続きまして、議案概要書の52ページをお願いいたします。予算書につきましては90ページから91ページでございます。

観光施設等管理運営事業でございます。

最初に、雪入ふれあいの里公園等管理運営に要する経費でございますが、当該経費につきましては3169万6000円を計上しまして、前年度比647万4000円の増となってございます。前年度と比較しまして増額となりました主な要因につきましては、雪入ネイチャーセンター博物展示施設整備工事としまして、シアタールームのプロジェクター等を更新するためでございます。こちらにつきましては、歳入の際にご説明をさせていただきました茨城県自然環境整備交付金を活用させていただきたいと考えております。

次に、歩崎公園管理運営に要する経費でございます。当該経費につきましては1334万2000円を計上しまして、前年度比212万3000円の減となってございます。前年度と比較しまして減額となった要因につきましては、観光の里井戸ポンプ修繕工事が完了したためでございます。

続きまして、交流センター管理運営に要する経費でございます。当該経費につきましては2761万4000 円を計上いたしまして、前年度比較で265万1000円の減額となっております。前年度と比較しまして減額 となった主な理由につきましては、交流センターの愛称、畔の駅コハンのロゴデザイン作成や施設のサ イン等の設置、また、交流センター前にあります倉庫に設置するためにサイクルラックなどの備品の購 入が完了したことによるものでございます。

続きまして、水族館管理運営に要する経費でございます。当該経費につきましては1230万円を計上いたしまして、前年度比309万円の増額となっています。増額となった主な要因につきましては、キュービクルまで引き込んでいます高圧ケーブルが老朽化しているため、高圧ケーブル修繕工事を実施するためでございます。

続きまして、事業概要書の53ページをお願いいたします。予算書につきましては、91ページから92ページでございます。

観光交流促進事業でございます。

まず、観光交流推進に要する経費でございますが、当該経費につきましては2904万8000円を計上してございます。前年度と比較しまして42万5000円の増額となっております。前年度と比較しまして増額となった要因につきましては、コロナ禍により開催を見送ってまいりましたあゆみ祭り及びかすみがうら祭につきまして、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5月から第5類へ変更されることを鑑みまして、開催するため補助金を計上し、また、観光協会への補助金の減額や観光基本計画策定業務が完了したことによるため42万5000円の増額となっております。

最後になりますが、観光サイクリングに要する経費でございます。当該経費につきましては2012万7000円を計上してございます。前年度と比較しまして172万8000円の増となってございます。前年度と比較しまして増額となった主な要因につきましては、自転車環境魅力共創事業委託につきまして、かすみがうら市発着の本市オリジナルコースのかすいち、つくいち湖山いちなど5コースの完全ガイドの増刷を予定しております。

また、令和3年度から自転車とキャンプを掛け合わせた新しい形態のイベントを開催しておりまして、 令和5年度におきまして、新しいコンテンツを実施するよう計画してございます。

なお、観光サイクリング事業の一部につきましては、地方創生推進交付金を活用することを予定して おります。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、観光課に対する質疑等ございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○櫻井健一委員

すみません、ナラ枯れ病の対策なのですが、予算書90ページなのですけれども、これは効果が的確に

出ているのでしょうか。

○観光課長(石川和彦君)

ナラ枯れ病につきましては、この公園の中だけで起きているのではなくて、県内全域とか大きな範囲で発生しているものですから、公園の中でできる範囲で効果を出すために駆除等を実施している内容でございまして、公園の中としましては、広がらないようにと考えてはおります。

○櫻井健一委員

そうしますと、雪入の山全体とかではなくて、管理しているところの中だけの対策ということでということですね。

○観光課長(石川和彦君)

委員のおっしゃるとおりでございます。

○櫻井健一委員

その防除としまして、移る病気だと思うのですけれども、周りの施設外のところなんかはもう全然手はつけないというようなことなのでしょうかね。

○観光課長(石川和彦君)

観光課としましては、公園管理をしているところから公園のところをさせていただいていることになっております。また、公園のちょっと外側、国のところもございまして、そちらにつきましては、国のほうでやっているような部分もあるようです。

○櫻井健一委員

国のほうの担当のところということですけれども、その状況ですとか、非常に今広がっているふうに 見えるのですけれども、そういう状況を国のほうにお伝えして、要望などは出されているようなことは あるのでしょうか。

○観光課長(石川和彦君)

すみません、観光課としましては、先ほど申し上げましたとおり公園内ということになりまして、あ と、そのほか市内ということであれば、農林水産課ですとか、県とか国とか、そういうところと協議し ながら進めていくような内容になるかと思います。

○櫻井健一委員

ちょっと部署がまたぐということだと思うのですけれども、ちょっと進んでいるような状況が見て受けられますので、そこもちょっと気にして言わないと本末転倒になってしまうと思いますので、よろしくお願いします。

○櫻井繁行委員長

そちらは要望ということで。 そのほか何かございますか。

○矢口龍人委員

歩崎公園の土地借上料というのは、どこの場所で、どのくらいの面積で、それで、いつからこれ借りているのだか、借主は誰なのか教えてください。

○観光課長(石川和彦君)

こちら土地借上げにつきましては、歩崎公園と周辺の一部観光の里と呼ばれているあゆみ庵ですとか、 その辺の周辺のところも含めた料金になっておりまして、地権者としましては35名いらっしゃいます。 面積としましては7万8970.28平方メートルでございます。いつからということでございますが、ちょっ と平成9年時代には借りているというような資料が残っているのですけれども、それ以前につきまして は、手元に資料がないので、ちょっと分かりません、すみません。

○矢口龍人委員

私もずっと長く議員をやっていて、今回初めて知りました。これ前から予算書上がっていましたか。

○観光課長(石川和彦君)

はい、上がっていたということです。

○矢口龍人委員

あと、かすみがうら祭実行委員会とあゆみ祭り補助金なのですけれども、要するに以前と同じような 内容でやろうという考え方なのですか。考え方ちょっと教えていただけますか。内容について。

○観光課長(石川和彦君)

かすみがうら祭とあゆみ祭りにつきましてなんですが、令和5年度もかすみがうら祭やあゆみ祭りにつきまして、実施しないのかなどの問合せが多数いただいたところです。楽しみにされている方が多くいる中で、5月からいろいろなことが緩和されてくることになります。高齢者の方や子ども、お子さんまで、老若男女の方が、様々な方が安心して楽しんで参加いただけるよう、開催できればと考えているところです。

詳細につきましては、実行委員会のほうで決定していくことになりますので、まだ決まっていない状況ではございます。

○矢口龍人委員

コロナ以降、生活様式の変化とか、いろいろありますんで、以前のようなああいう野原でいろいろな食べ物を扱ったりなんだりという状況にはないと思いますので、十分に検討していただいて、安全・安心なお祭りにしていただきたいというふうに要望をいたします。

○櫻井繁行委員長

それでは、要望ということで、よろしくお願いいたします。そのほか何かございますか。

○来栖丈治委員

項目ではちょっと見つからなかったのですが、森林公園の管理費はどのくらいかかっているのかなと確認したいと思います。

○観光課長(石川和彦君)

すみません。森林公園だけにつきましては特別予算化されていないのですけれども、歩崎公園管理に要する経費の中に森林公園のも含まれていまして、草刈り委託ですとか、そういったところはその中の経費で支出しているような形になります。

○来栖丈治委員

この事業実施計画の中の52ページに、全体として歩崎公園の公園価値というか、拠点になるようなことを考えて仕事をしているんだよというような表現があると思うのですが、私、市民の方から結構言われているのは、森林公園であるとか、あゆみ庵であるとか、あそこの園地全体をもっとPRすることで、すごくあそこの公園価値が上がって、人がどんどん入ってくるようなことにならないんだろうかというようなことを言われていて、先ほどありましたように、土地借り上げして公園を整備しておくわけですので、森林公園であるとか、あゆみ庵の園地であるとか、あと霞ヶ浦沿いの園地であるとか、そういうものを生かしていくようなPRというか、どんどん生かしてくれるようなことが、今、観光課で議論にはなっているのか、なっていないのか、その辺ちょっと確認したいです。

○観光課長(石川和彦君)

それにつきましても、歴史博物館も周辺の施設でございますので、その辺と協議をしながら進めたいと、歴史博物館と少しずつ協議を進めているところではございます。

○来栖丈治委員

あと農村環境改善センター、先ほど減額措置とかいろいろありましたけれども、前に農村環境改善センターについて、業務委託して宿泊施設なり新たな施設とかの検討というようなことがあったかと思うのですが、その辺のところを、予算の中では見てとれないので、どんな状況なのか確認したいと思います。

○観光課長(石川和彦君)

その辺につきましては、結果としましては、ワーケーションですとか、そういったことに活用できるのではないかというような話もございましたが、農村環境改善センターだけではなく、今お話がありました森林公園ですとか、また歴史博物館と、そういったところと全体のことを考えながら、協議しながら進めていく必要があるというようなこととなりましたので、今、先に進んでございませんが、歩崎公園一帯の利活用ということで、今後検討していくような流れに進んでいくかなというようなことでは考えております。

○来栖丈治委員

そのワーケーションであるとか、今度キャンプのようなこととか、そんなことが協議に上がってきているとは聞いているのですが。歩崎公園、私は小さい頃は青年研修所とバンガローがあって、宿泊研修であるとか、子供会の幹部講習会とか、そういうようなことで利活用をしていた場所だったのですよね。ですから、あの景色というか、そういうものを生かせるような、そういうようなことに、そういう市民の多くではないかもしれないですけれども、子育て世代とかの要求・要望もあろうかと思いますので、そういった方向で今後、歩崎公園の価値を高めて、人の交流人口の拡大とか、そういったことに生かしていけるような、そういうような企画というか、そういうものをしていただければというふうに思います。

○櫻井繁行委員長

要望でよろしいですか。

○来栖丈治委員

いいです。

○櫻井繁行委員長

それでは、要望ということでとどめてください。そのほか何かございますか。

○設楽健夫委員

現時点で結構ですけれども、あゆみ祭りの日程ね。議論について、どのぐらい、出ているのか。あるいは再開といったときにはどこまでの起点から再開していくのか。

○観光課長(石川和彦君)

お祭りの詳細につきましては、先ほど申し上げましたとおり、実行委員会等で決めさせていただくようになりまして、まだ実行委員会のほうは開催してございませんので、日程等、詳細についてはまだ決まっていない状況でございます。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。そのほか何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

暫時休憩します。 [午後 3時15分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 「午後 3時20分]

続いて、産業経済部農林水産課から特に補足説明等ございませんか。

○農林水産課長 (元木義和君)

それでは、令和5年度の農林水産課所管の予算についてご説明させていただきます。

初めに、歳入ですが、増減の大きな予算についてのみ説明させていただきます。

予算書の21ページをお開き願います。

16款2項4目1節の農業費補助金で、説明欄の上から2段目になりますが、県単土地改良事業補助金ですが、令和5年度牛渡地区の排水路改修工事が新たに追加となったため、事業費増のため前年度対比で798万9000円の増額となっております。

次に、3段目の国営造成施設管理体制整備促進事業補助金ですが、令和5年度電気料高騰が見込まれるため、前年度対比で350万円の増額となっております。

次に、4段目の農業次世代人材投資経営開始型補助金ですが、新規就農者の方を支援する事業となっていますが、昨年度から、8段目・9段目の経営開始型補助金と経営発展支援事業費補助金に制度改正があったため、科目を分けております。合計では前年度対比で324万3000円の減額となっています。

次に、2節の林業費補助金については、令和5年度県単林道事業補助金を利用した工事予定がありませんので、前年度対比で120万円の減額となっています。

歳入については以上です。

次に、歳出ですが、増減の大きな予算のみ説明させていただきます。

予算書は83ページをお願いします。

事業概要説明書のほうの42ページを開いていただいて、こちらで説明のほうをさせていただきたいと 思います。

農業振興事業に要する経費では、歳入で説明したように、農業次世代人材投資経営開始型補助金が経営開始型補助金と経営発展支援事業費補助金に科目を分けたことが変更点で、予算については前年度とほぼ変わりません。

次に、43ページ、実施計画書のほう、43ページをお開きください。

予算書は84ページです。

有害鳥獣対策に要する経費が前年度対比で29万7000円の増額となっていますが、有害鳥獣捕獲事業委 託費などの増額によるものです。

アライグマの捕獲に対しての委託費の支払いや千代田地区のカラスの捕獲事業を秋1回増やしている ため、全体として増額となっております。

次に、事業概要書44ページ、予算書84ページですが、農地利用促進事業に要する経費が前年度対比で2101万6000円の減額となっておりますが、事業費内訳欄の米製作推進に要する経費の水田利活用推進事業助成金において、飼料用米を3年間連続して出荷する方へ、市単独の補助金を交付していますが、その対象者が減になったことにより減額となっておることが主な原因です。

次に、事業概要書45ページ、予算書85ページをお開きください。

土地改良事業に要する経費が、前年度対比で2098万5000円の増額となっていますが、事業費内訳欄の

土地改良整備支援に要する経費では、土地改良区内の道路の修繕費等が道路課へ所管替えになったことにより811万1000円の減額となっております。

次の土地改良助成に要する経費では増額となっておりますが、これは下の欄の国営造成施設管理体制整備に要する経費が、計上の変更で含まれることとなったため、この2つの経費では前年度対比で208万1000円の増額となっております。

次の農地維持資源向上対策に要する経費では、前年度対比570万7000円の増額となっておりますが、交付金を受ける資源保全活動組織が、次年度から2地区増加になるため予算が増えております。

次の県単土地改良に要する経費では、歳入で説明したように事業が増となり、前年度対比で2130万8000 円の増額となっております。

次に、予算書86ページ、事業概要説明書の46ページをお開きください。

林業振興事業に要する経費が前年度対比で999万1000円の増額となっておりますが、森林環境譲与税 を活用した林道沿線の支障木伐採を行うため増額となっております。

次に、事業概要説明書の47ページ、予算書86ページですが、水産振興事業に要する経費が前年度対比で73万円の増額となっておりますが、沖ノ内、石田舟溜内の施設修繕を委託で行うため増額となっております。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、農林水産課に対する質疑等がございましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○矢口龍人委員

農林水産の林業振興事業の中の森林整備事業等の委託、ちょっと先ほど説明あったと思いますけれども、もう少し詳しく、どの辺を中心にどの程度やるのかと教えていただけますか。

○農林水産課長(元木義和君)

まず、森林環境譲与税のことなのですが、こちらは今まで国からの交付金という形でお金が来ていました。それを活用して、いろいろ森林に関する事業を市のほうでやってくださいということだったのですが、最初の計画がなかなか厳しいもので、森林の所有者に林業の活用についてアンケートを取って、市に任せるといった場合には、その森林を森林組合に委託して、きれいな林業を保つみたいな計画だったのですが、それではちょっと市町村のほうでなかなか取り組めないというような話がありまして、この森林環境譲与税について、ある新聞社のほうで利活用度をはかったら、かなりみんなお金を使っていなくて積み立てていた。来年度からは正式にその税金を個人から個人住民税、市県民税ですか、徴収する予定でいるので、県のほうではこれを積み立てないでなるべく使ってくださいというような話がありました。

令和4年度については、今、雪入線の支障木の伐採を行っております。令和5年度は青木葉線と三ツ 石線のほうを計画して、その林道に大きく出ている支障木を伐採する予定で計画をしております。

○矢口龍人委員

分かります。それで、その道路にかかっている枝とかそういうのを伐採してすっきりさせようという ふうなことなのかと思うのですけれども。例えば、1つ例を挙げると、西野寺のホワイトハウスのところから田んぼ沿いにずっと道路ができていますよね。あそこのところからすごいでっかい木が道路にかかってきていますよね。ああいうところを整備するということなのですか。

○農林水産課長(元木義和君)

基本は林業振興になっていますので、まず林道ということになると思います。あそこが山林かどうか

ということも含めて、今ここでは分からないので実際事業ができるかどうかというのは、県のほうに相談しながら進めていかなくちゃならない。基本的には災害の危険があるような山林を整備するのが基本ということになっています。あとは観光施設に向かう市の林道という。メインは林業振興に使う道路をきれいにするということだと思うのですけれども、林業事業者はかすみがうら市内ではいないので、そういったことで林道の整備を計画させていただきました。

○矢口龍人委員

ご存じのとおり、今おっしゃるとおり、かすみがうら市は平地林が多いのですよ。結局、林道というのは、今言った青木葉線とか雪入線ぐらいしかないので、やっぱり林道、ほかは平地林ということで。ただ、今言ったように、その道路に大きく、大きな巨木が倒れそうな状況も多々見受けられるので、やっぱりそういうところにも、ぜひ県のほうと協議していただいて事業が実施できるようにしていただければ、大分、危険なところもなくなるかなと思うので、ぜひその辺もちょっとご検討いただければと思います。

○農林水産課長(元木義和君)

調査したいと思いますが、基本的にあそこの道路って市道になっていますので、道路課なのかなという感じがするのですが。ただ、県のほうで、そこの斜めのところが山林ということが登記であって、平 地林的な整備がオッケーということであれば。そういうことでお願いします。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

○設楽健夫委員

先ほど、道路課のほうに移管という話がありましたけれども、その説明をお願いしたいということと。 予算書86ページの5、土地改良費のところの農道整備工事というふうに入っていますよね。その前のページに農道整備実施設計業務委託というふうにありますね。これちょっと説明してもらえますか。

○農林水産課長(元木義和君)

まず、予算書86ページのこの農道整備ということにつきましては、85ページ、86ページのところは、 県単土地改良に要する経費ということで、県の補助を受けて新設する道路や整備する排水路については 農林水産課のほうで引き続き業務は行うようになります。

先ほど、所管替えでといった部分につきましては、令和3年度から道路課から農林水産課のほうへ、 土地改良区内の道路の維持補修、砕石とか生コンとかそういった部分と、それから農道を整備し直す舗 装の打ち替えなどのお金として、農林水産課でやるということになったのですが。令和4年度で産業振 興係を1人減らされた中で、何か道路が増えたのに、またそのままで減らされたということで。そうい った関係だと思うのですが、人が増えないので、そのまま道路の市道認定されたものについては、維持 管理は道路課のほうにお願いするということで、県単の補助事業についてだけは農林水産課のほうで行 うようになったのかなというふうに考えております。

○設楽健夫委員

元に戻ったという考え方でいいのですか。令和3年度というふうに今言われましたけれども、当初のほうの市道については道路課のほうにというふうな、元の仕事の配分が元に戻ったというふうな考え方でいいのですか。

○農林水産課長 (元木義和君)

そのようなことだと思います。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

○来栖丈治委員

予算書83ページの遊休農地対策事業補助金というのが50万4000円あるのですが、このいわゆる遊休農地対策、事業内容を教えてください。

○農林水産課長(元木義和君)

そちらにつきましては、荒廃農地としてランクづけがされている農地がありまして、それが農業委員会のほうで農地の区分をしているものなのですが、その農地区分に該当して荒廃農地として木が植わっているとかそういったところを、畑を開墾したいといった場合に、こちらの補助金を使ってきれいにしていただく。それとは別にかんしょパワーアップということで、県の補助事業でかんしょを作る場合にそういった荒廃農地をきれいにする場合は県の補助でと。そちらに該当しないようなものを市のほうで該当する分として、補助金は50万円程度確保してあるという形です。

○来栖丈治委員

農業委員会である程度のランクづけされた土地で、一つは県の事業に該当するものはサツマイモの事業で該当させますよと。もう一つ、そこから漏れ落ちたものに対して、市で事業化していますよというような説明だったと思うのですが。補助内容、制度設計を教えてください。

○農林水産課長(元木義和君)

10アール当たり5万円で100アール分予算計上しております。

○来栖丈治委員

10アール5万円できれいになるかどうかというのにはちょっと疑問があるわけですけれども。全くゼロではないということに希望を持つわけですけれども。先ほどの鳥獣対策も含めてなんですが、やはり今、元木課長から荒廃農地という言葉が出たのですけれども、遊休農地を超えて荒廃した農地がたくさんあるよというような現実があると思うので、そういった面からいうと、この事業というか、こういう事業の必要性がすごく認識してもらえているというのは分かるのですけれども。もっと国の事業か何かと抱き合わせて、もっと割のいいというか、皆さんが耕作していくような、耕作に切り替えてきれいにしていこうというような流れになるような、そういう事業に組み立てられないのかなというようなことを感じるわけなのですけれども、いかがでしょうか。

○農林水産課長(元木義和君)

そちらにつきましては、今、中志筑地区でやっているファーマインドの地区につきましては、あそこは荒廃農地が大分あったエリアを企業に農業参入していただいて、当然、土地改良事業として1800万円程度かけて更地というかきれいにして、なおかつ事業者には梨の苗木ですか、そういった設備の補助もして、それは県と国の補助を使って整備していると。そういった大きな事業であれば、当然、国とか県とかの補助が入るのですが、なかなか個人の方でこうやりたいというと、やっぱりこういう市の10アール当たり5万円ぐらいの事業しかないという形になっております。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

○来栖丈治委員

昨年も質問したりもさせてもらったのですけれども、やはり傾斜地であるとか、日当たりが悪いところであるとか、あるいはきれいで荒れていてなんていうところが、何ていうのか、なかなか条件のよくない場所というかな、そういうものから広がっていくというような格好にあると思いますので、何とか、条件の悪いところから荒廃していくわけですので、そういったところに到達するまでの路線というか、

道路の整備であるとか、そういった場所へ行く事業とかも含めて考えてもらわないと、なかなか一旦荒れちゃったところはもう狭い道で軽トラも通れない。行ったらば遭難するよみたいな道も少なからずあるものですから、そういったところを道路整備なんかと含めて協議して進めてもらいたいと思っているわけなのですが、いかがですか。

○農林水産課長(元木義和君)

なかなか難しい問題で、やはり小さな農地まで全部公共で見ろよというのはなかなか難しい部分があると思いますので、道路についても、やっぱり土地の協力とかができないような狭い道ですと、なかなか補助該当するような事業もありませんので、相談があった段階でできるできないみたいなところは考えていきたいというふうに思っております。

○櫻井繁行委員長

そのほか、何か。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

それでは続いて、産業経済部地域未来投資推進課、特に補足説明ございませんか。

○地域未来投資推進課長(石毛一朗君)

それでは、地域未来投資推進課所管の令和5年度予算についてご説明させていただきます。

まず、歳入につきまして予算書の19ページをご覧いただきたいと思います。

上段にございます15款2項7目社会資本整備総合交付金の1点目、社会資本整備総合交付金360万円 につきましては、住宅リフォーム助成事業に対する交付金でございます。

次に、23ページをご覧ください。

下段にございます18款1項1目寄附金の2点目、ふるさと応援寄附金4000万円を計上してございます。 次に3点目、ふるさと起業家創出プロジェクト寄附金につきましては、令和4年度からスタートした クラウドファンディング型ふるさと納税を活用したふるさと起業家創出プロジェクト事業に対する寄附 金200万円を計上しております。寄附金合計4200万円ということになっております。

次に、25ページをご覧ください。

上から2段目にございます21款3項1目貸付金元利収入は、金融機関へ貸付金として計上しているものでございます。保証協会からの割り振り額が減ったため、令和4年度比、200万円減額してございます。 歳入の説明は以上です。

続きまして、歳出でございます。

事業概要説明書の48ページをご覧いただきたいと思います。予算書は87ページ、88ページになります。 商工振興事業です。1点目の商工振興事業に要する経費では、例年実施しております自治金融制度に よる信用保証料の補助や住宅リフォーム資金補助による市内産業の振興、さらには新規事業といたしま して、地域力創造推進プロジェクト運営業務委託及び地場産品販路拡大DX、こちらはデジタルトラン スフォーメーションですが、推進支援と業務委託を計上してございます。

初めに、地域力創造推進プロジェクト運営業務は、市内で増加傾向にある空き家の解消及びふるさと納税の謝礼品の開拓による寄附額を増加させるため、総務省の外部専門家人材派遣制度、地域力創造アドバイザー、地域活性化起業人を活用し、空き家等マッチング業務及びふるさと納税推進業などを行います。さらに、地域協力活動を行う地域おこし協力隊も併せて登用いたしまして、本市への定着化を図るとともに、地域とともに課題解決を目的とする業務を委託する予定でございます。

なお、地域おこし協力隊の制度では、最長3年間以内での任用は可能であることから、令和6年度、 令和7年度において8400万円の債務負担行為を設定しております。債務負担行為は予算書の7ページに 記載しておりますのでご確認をお願いしたいと思います。

次に、地場産品販路拡大、デジタルトランスフォーメーション推進支援等業務委託は、地場産品のE C、こちらは電子商取引でございますが、等による販路拡大を図ることを目的とする業務委託でござい ます。

また、これまで新しいビジネスモデル構築支援事業補助金といたしまして、コロナ対応型の補助金と して成果を上げてございましたが、様々な社会情勢を踏まえた対応型補助金といたしまして、時代に即 した新たな事業者支援を実施するため、新時代対応型事業展開支援事業補助に振替を行いまして、新商 品の開発等の稼ぐ力の強化を引き続き支援してまいります。

次に、省エネルギー診断事業費補助やエネルギー診断プロフェッショナル人材創出補助は継続いたしまして、市内事業者の省エネ化を支援するとともに、市内産業の課題解決に資する事業に取り組んでまいります。

次に、クラウドファンディングによって資金調達を行おうとする事業者に対し手数料を補助いたします。

令和5年度から、令和4年度の実績から予算を倍の200万円に拡充いたしまして、新たに市外の学生を対象に加え、更なる展開を図ってまいります。

事業概要説明書に戻りまして、2点目の創業支援に要する経費では、市内において新たに創業する者や業務転換、新分野に進出する者に対して創業に必要な経費を補助するほか、新規事業として起業家教育支援業務委託を計上しております。この事業は、大都市圏への就職に頼らない選択として、地域間移動の少ない高校在学までの間に、自立的・能動的な学生を育成する起業家精神を養うプログラムを開催し、若者の起業家マインドの育成、市内企業への就労促進、市内回帰促進を目的として実施を予定するものです。

また、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用しまして、引き続き地域課題の解決に資する事業などを立ち上げる起業家に対して補助金として資金提供を行います。

事業概要書に戻りまして3点目のふるさと応援に要する経費では、ふるさと納税サイトさとふる、楽 天ふるさと納税、ふるなび、ANAのふるさと納税、さとふるずによりまして広く寄附を募り、財源と して確保するとともに、市内産品の魅力をPRしてまいります。

また、ふるさと納税サイトの増設については、ふるさと納税額を増加させる上で有効な手段と考えておりますので、提供できる商品の確保と併せ、適宜検討してまいりたいと思います。

さらに、ふるさと納税謝礼品の登録数や魅力ある市謝礼品を増やす施策として、ふるさと納税謝礼品 開発支援補助金として100万円を計上してございます。

次に、49ページをお願いいたします。

企業立地促進事業でございます。なお、予算書は88、89ページになります。

企業立地促進に要する経費では、引き続き固定資産税の免除、設備投資、敷地整備等助成によりまして支援をしてまいります。新規事業といたしまして、魅力発信プロモーション業務委託を予定しております。市の豊かな自然環境や資源を活用した体験型イベントやワーケーション、観光アクティビティ、移住施策について特に首都圏在住の潜在的移住ニーズのある層に対し、地域の魅力や価値を提供できるプロモーションを行うことで、関係人口の創出、企業誘致、さらには移住へとつなげてもらいたいと考えております。令和4年度から継続しているワーケーションプロジェクト業務委託事業と併せまして、

新たな関係人口の増加、新たな雇用の創出や移住定住など、様々な効果が期待できるものと考えてございます。

なお、企業立地促進に関する経費の予算額が前年度比1278万5000円の減となってございますが、さきにご説明いたしました議案第17号においての減額理由に関連いたしますが、企業立地促進助成金において、令和4年度4件の立地案件の助成を予定してございましたが、令和5年度は助成要件に満たない中小企業が1件ございましたため、3件を計上いたしましたことにより、差引きで減額となってございます。

次に、50ページをお願いいたします。

労働諸事業です。なお、予算書は戻りまして80ページ、81ページになります。

労働促進に要する経費では、令和3年11月に設置しましたビズ・ワークかすみがうらを活用した事業者の人材確保に取り組むとともに、令和4年度に引き続き、高齢者や障害者等の多様な人材活用に取り組む事業者に奨励金を交付し支援を行ってまいります。ただ、実績に基づきまして60万円減額となってございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、地域未来投資推進課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

創業支援に要する経費で、ふるさと起業家創出プロジェクト補助金、これ200万円、これが新しくなったのでしょうか。

○地域未来投資推進課長(石毛一朗君)

ご質問のこのふるさと起業家創出プロジェクト、ふるさと納税起業家支援事業補助金なるものでございますが、地域経済の活性化や地域課題の解決を図るために、地域経済の活性化等に資する事業を立ち上げる起業家、起業または新規事業展開に対しまして、市がクラウドファンディング型ふるさと納税を活用して、事業支援さらに補助を行う事業となってございます。

こちらについては、補助対象者は市内の個人事業主や法人となってございまして、資金調達が目標に達しなくても、事業を実施することを条件として、補助金としては対象経費の4分の3以内の額で予算の範囲内を資金調達目標と設定し、資金調達目標を上限に、クラウドファンディング型ふるさと納税が集まった寄附金の全額を補助金として交付するものでございます。

また、資金調達が目標に達しない場合の措置といたしまして、資金調達額の2分の1または目標額と 資金調達額の差額の2分の1、いずれか少ない金額を上乗せ補助として交付いたしまして、さらに上乗 せした補助金額が資金調達目標額の100の35未満の場合は、目標額の100分の30を最低保証として補助金 を交付するものでございまして、令和5年度分の資金調達額200万円といたしまして計上しております。 〇佐藤文雄委員

それは新しい事業なのですか。これは逆にこれかなりPRをしないと、何か今話しましたけれども分かりにくいですよね。起業、個人で企業を起こそうと、かすみがうら市で、そういう方がいらっしゃるかどうかを想定して、これを計上したんじゃないかなと思うのですが、それはどうでしょうか。

○地域未来投資推進課長(石毛一朗君)

創業支援ということで50万円の補助金も同じようにご用意しているのですけれども、こんな時代でございまして、自分の事業費は自分で稼ごうというような方もちょっといるのも事実でございます。そう

いった方のやる気というか、そこら辺を支援したいというのもございまして、どちらの事業を選ぶとか 併用はできないような設定となっておりまして、そちらを申請時にご説明して選択していただくような ことといたしております。

○佐藤文雄委員

いや、PRのほうはどういうふうな形で、今、申請時にPRすると言いましたけれども、PRの仕方ですね。

○地域未来投資推進課長(石毛一朗君)

失礼いたしました。PRの仕方につきましては、例年度予算が可決いただければ、その都度、こちら地域未来投資推進課の支援メニューということで冊子にまとめまして、そちらを紙ベースでまず配布するとともに、ホームページにも同様の内容を掲載させていただきましてPRに努めてまいりたいと考えております。

それと、先ほどちょっと私50万円ということで言ってしまったのですが、先ほど創業支援のメニューで50万円というのとちょっと差別化を図りたいこともございまして、20万円アップして70万円の補助が入るようなところで差別化を図ってございます。

○櫻井繁行委員長

そのほか何かございますか。

○来栖丈治委員

予算書87ページです。地域力創造推進プロジェクト運営業務委託というのについて聞きたいのですが、 空き家をアドバイザーを頼んでやっていくというような事業でよろしかったですか。

令和4年度に空き家の業務委託で調査活動をしたかと思うのですが、本市の空き家の状況というか、 そういうのを教えてください。

〇地域未来投資推進課長(石毛一朗君)

空き家の調査のほうは私どもも存じておるのですが、まだその数字というのが市民協働課のほうから上がっていませんで、ただ以前の調査では560軒あるということがございまして、それを基に今回それでは大変だということでこのようなプロジェクトを立ち上げていくところでございます。市民協働課とはまた別な動きで地域未来投資推進課が進んでいくような感じでおります。

○来栖丈治委員

空き家の状況、560軒、前の平成28年か29年の調査の結果ですよね。私がそれから相当増えたという実態に沿って、この事業が予定されたのかなというような想像で今、話をしようと思ったわけなのですが。その実態はまだはっきりはしていないのだと。現実的には多分、ある一定、あるいはいっぱい増えているのかなというようなことがあったかと思います。ですが、なかなかかすみがうら市として空き家バンクであるとか、そういう仕事を長い間やってきても、なかなかそこに登録する方が少ない。あるいはその制約になって活用がなかなか進まないというような現実があったと思うのですけれども。そういったところに起因してやっていこうというような事業になってきたわけでしょうか。ちょっと教えてください。

○産業経済部理事(高井 淳君)

回答申し上げます。

ワーケーションプロジェクト等でも通じて、外部の方からも、まずその霞ヶ浦の環境で空き家を使って事業を行いたいというような方、そういった声もあったこともありまして、今回、その地域おこし協力隊ですとか、地域力創造アドバイザーですとか、起業人といった外部人材の方に来ていただいて、そ

ういった方と一緒に空き家の現状を見ていただいて、そこを居住用ではなくてビジネスとして使っていくというのを、外の外部の方の知見ですとか、そういった人材の方が協力をいただいて、この空き家の解消・活用につなげていこうという、そういった狙いの事業でございます。

○櫻井繁行委員長

各委員に申し上げます。

現在もう4時過ぎていますが、審査予定、まだまだ、本日分残っておりますので、ぜひ委員の皆様、 簡潔にご質問いただきたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

そのほかございますか。

○来栖丈治委員

そのアドバイザーの部分は分かりました。

私、これまでも何回か提案してきたわけですけれども、地域おこし協力隊に取り組むということだと思うのですが。これ、地域おこし協力隊の働きとして、何にこう特化して頼んでいくのかというか、そういうのがはっきりしないと成果がなかなか得にくいと思うのですよね。そういったものがきちんと持ち合わせているのか確認します。

○産業経済部理事(高井 淳君)

大きなミッションとしては2つ今回掲げようと思っておりまして、空き家の掘り起こしと活用、これが1点目になります。もう一点はふるさと納税の寄附額の向上、この2点をミッションとして地域おこし協力隊の登用を、これから募集を予定しております。空き家については、空き家の実態調査の母数を踏まえて、さらなる深掘りの掘り起こしと、掘り起こした空き家を自らがビジネスとして協力隊の方に使ってもらうという、掘り起こしと活用をセットで空き家のほうは考えております。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

そのほかございますか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

それでは、次に議案第21号 令和5年度かすみがうら市一般会計予算のうち、農業委員会事務局所管 の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

それでは、農業委員会事務局から特に補足説明等ございませんか。

○農業委員会事務局長(仲戸禎雄君)

それでは、農業委員会事務局所管の令和5年度予算についてご説明いたします。

最初に歳入についてご説明いたします。

予算書18ページをお願いいたします。

15款2項4目農林水産費国庫補助金、1節農業費補助金、機構集積支援事業補助金468万6000円については、農地の利用状況調査の事務費補助金で、会計年度任用職員2名を12か月雇用するうち、補助対象となる10か月分の人件費に充当するものでございます。前年度と比較して15万8000円の増でございます。次に、予算書25ページをお願いいたします。

中段にございます21款 4 項 2 目農林水産業費受託事業収入、1 節農業者年金業務受託事業収入、農業 者年金受託金112万円については、農業者年金事務の受託金で会計年度任用職員 2 名を12か月雇用する うちの 2 か月分、4 月、5 月の人件費などに充当するものでございます。前年度と比較し 2 万6000円の 減となっております。

次に、歳出についてご説明いたします。

事業概要説明書につきましては79ページとなりますが、予算書での説明とさせていただきます。

予算書82ページをお願いいたします。予算書82ページ、説明欄上段、6款1項1目農業委員会費農用地利用集積特別対策に要する経費536万3000円につきましては、主に会計年度任用職員2名を雇用する人件費で、12か月雇用するうち補助対象となる10か月分、6月から翌年3月の人件費等の計上となっております。

続いて、下段6款1項2目農業総務費、農業者年金給付事業農業者年金給付事務に要する経費112万5000円については、主に会計年度任用職員2名を雇用する人件費等で、12か月のうち2か月、4月、5月分の人件費を計上しております。

そのほか、例年どおりの予算計上となります。よろしくお願いいたします。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、農業委員会に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。 よろしいですか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

よろしいですか。

それでは、次に承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて。令和4年度かすみがうら市 一般会計補正予算(第13号)を議題といたします。

保健福祉部健康づくり増進課から特に補足説明ございませんか。

○健康づくり増進課長(田中英昭君)

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて。令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算(第13号)について説明を申し上げます。

議案概要書は3ページをお願いいたします。

国の令和4年度第2次補正予算において、少子化対策にも位置づけられる。

議案集は、失礼しました、12ページで歳入について説明いたします。

この制度は伴走型相談支援と出産・子育で応援ギフトという経済的支援の二本柱からなり、妊娠届出時に5万円、出産時に子ども1人に対し5万円を支給するものです。過去に同様の制度はなく、新規のものであります。

歳入について説明いたします。議案集の12ページをお開きいただいていると思いますが、そちらの上段、15款2項3目衛生費国庫補助金です。出産・子育て応援交付金903万4000円です。

続いて、中段、16款2項3目衛生費県補助金です。出産・子育て応援交付金225万8000円です。

下段の前年度繰越金225万9000円、それから補助率でございますが、対象事業費1355万1000円のうち、国庫補助率が3分の2、県補助率が6分の1となっておりまして、残り6分の1が市負担分となっております。

次に、歳出について説明いたします。

議案集は13ページ、議案概要書は4ページをお願いいたします。

4款1項4目母子保健推進事業出産・子育て応援に要する経費、通信運搬費5万1000円、郵送料です。

続いて、出産・子育で応援給付金1350万円。給付金の内訳としまして、令和4年4月1日以降に妊娠届出をした妊婦1人につき5万円掛ける対象者135人、令和4年4月1日以降に生まれた児童の養育者に対し、児童1人につき5万円掛ける対象者135人であります。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、健康づくり増進課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

これは一体となっているのですかね。妊娠と出産が135人ですから、これ1人、そういう意味では10万円というふうに思いますが、いかがですか。

○健康づくり増進課長(田中英昭君)

おっしゃるとおり、出産した場合には10万円ということになります。

○佐藤文雄委員

一体になっているかと、出産した場合。

○健康づくり増進課長(田中英昭君)

おっしゃるとおり一体となっておりまして、令和4年4月1日以降に産んだ場合は、この妊娠の5万円プラス出産の5万円で10万円の給付となってございます。

○佐藤文雄委員

これ支給は年度内に行われる予定ですか。

○健康づくり増進課長(田中英昭君)

国の令和4年度の支給要件が3月31日までに支給を行うこととなっておりますので、3月31日までに は口座に振込をするつもりでございます。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

それでは採決をいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと可決いたしました。

次に、議案第9号 かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉部子ども家庭課から特に補足説明等ございませんか。

○子ども家庭課長(斎藤隆男君)

子ども家庭課からの補足説明はございません。

○櫻井繁行委員長

補足説明はなしということで。

それでは、子ども家庭課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

○佐藤文雄委員

議案概要書に(2)がありますね。自動車を運行する場合の所在の確認。これがかなり重要な位置づけで、この議案が出たんじゃないかなと。それはほかの議案10号ですか。その9号と10号が連動しているかなと思いますが、いかがですか。

○子ども家庭課長(斎藤隆男君)

委員お見込みのとおり、安全計画等々を策定するとともに、昨年来ありました置き去り事故等々の影響を鑑みまして、こういった点呼を義務づけるといった内容になっております。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

「発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

そのほかなければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

それでは採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第10号 かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉部子ども家庭課から特に補足説明等ございませんか。

○子ども家庭課長(斎藤隆男君)

子ども家庭課から補足説明はございません。

○櫻井繁行委員長

補足説明等ないということです。

それでは、子ども家庭課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

この(4)の懲戒に係る権限の濫用禁止、その次にもあると思いますが、ちょっと教えてください。

○子ども家庭課長(斎藤隆男君)

こちらは、我々もその基準の改正に沿って行っているものでございますが、議案概要書にも記載のあ

るように、民法及び児童福祉法の懲戒権に関する規定が削除されたことに伴いまして、そちらに準じて 削除したということになっております。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

「発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

そのほかなければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

それでは採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第11号 かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉部子ども家庭課から特に補足説明等ございませんか。

○子ども家庭課長(斎藤隆男君)

子ども家庭課から補足説明はございません。

○櫻井繁行委員長

それでは、子ども家庭課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

それでは採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第12号 かすみがうら市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてを

議題といたします。

保健福祉部子ども家庭課から特に補足説明等ございませんか。

○子ども家庭課長(斎藤隆男君)

子ども家庭課からの補足説明はございません。

○櫻井繁行委員長

それでは、子ども家庭課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

それでは採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第17号 令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算(第14号)のうち保健福祉部所管の 歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

それでは、保健福祉部子ども家庭課から特に補足説明等ございませんか。

○子ども家庭課長(斎藤隆男君)

それでは、議案第17号 一般会計補正予算(第14号)のうち子ども家庭課所管の補正予算についてご 説明させていただきます。

まず、歳入から説明いたします。

議案集の69ページをお願いいたします。

69ページ中段から下になります。15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、2節児 童福祉費負担金4575万円の減額です。児童手当の交付見込額及び、市が保育施設へ支弁する給付費の見 込額に応じ、国負担分を減額するものです。

続きまして、その下、3節児童扶養手当給付費負担金393万1000円の減額です。児童扶養手当の交付見 込額に応じ、国負担分を減額するものとなります。

続いて、下の段に移りまして、15款2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金 611万円の減額です。

主なものとしまして、新型コロナウイルスの影響を考慮しまして実施いたしました子育で世帯生活支援特別給付金の給付見込及び事務費の執行見込額に応じ、国の補助分を減額するものとなります。

続いて、議案集は70ページをお願いいたします。

3節子ども・子育て支援交付金865万8000円の減額です。子ども・子育て支援事業に関わる事業の実施 見込みに応じ、国補助分を減額するものとなります。 続いて、その下、5節母子家庭等対策総合支援事業費補助金62万6000円の減額です。ひとり親家庭の母または父が就職する際に有利性を確保する目的で資格の取得を推進するため給付する高等職業訓練促進給付金の応募者が見込みより少なかったことから、国の補助分を減額するものでございます。

続いて、中段に移りまして、16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、2節児童福祉費負担金1370万円の減額です。児童手当の交付見込額及び市が保育施設へ支弁する給付費の見込額に応じ、県の負担分を減額するものです。

続きまして、下の段、16款 2 項県補助金、2 目民生費県補助金、4 節児童福祉費補助金176万9000円の 減額です。民間の認定こども園などの教育認定に関わる給付費の支弁に対する補助で、支弁の見込みに 対し、県の補助分を減額するものとなります。

続いて、その下、5節子ども・子育て支援交付金865万8000円の減額です。子ども・子育て支援事業に 関わる事業の実績見込みに応じ、県の補助分を減額するものとなります。

続いて、議案集71ページをお願いいたします。

一番上の欄、10節子育で世帯生活応援特別給付金(ひとり親世帯分)65万円の減額です。子育で世帯 生活応援特別給付金(ひとり親世帯分)事業の事業費補助金を実績見込みに応じて、県の補助分を減額 するものとなります。

続いて、その下、11節子育て世帯生活応援特別給付金(その他世帯分)225万円の減額です。子育て世帯生活応援特別給付金(その他世帯分)事業の事業費補助金を実績見込額に応じ、県の補助分を減額するものとなります。

歳入については以上です。

続いて、歳出について説明をいたします。

議案集77ページをお願いいたします。

77ページ下のほう、一番下の段になります。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、01子ども・子育て支援事業、0101家庭児童相談に要する経費540万7000円の減額です。会計年度任用職員として雇用する家庭児童相談員の応募が予定の人数を雇用できなかったことから、会計年度任用職員報酬等で不用と見込まれる額を減額するものとなっております。

続いて、その下、2目児童措置費、01児童措置事業、次の78ページに移っていただきまして、0101児童扶養手当に要する経費1087万4000円の減額です。国の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)、県の子育て世帯生活応援特別給付金(ひとり親世帯分)、それと児童扶養手当におきまして、支給対象数の見込みから不用額が生じるため、給付金について減額するものです。

また、令和3年度の給付金におきまして、国分の実績が確定しまして、既に受け入れている補助金の 交付が多いことから、償還金としまして331万円を計上しております。

続きまして、その下、0102児童扶養手当に要する経費4959万円の減額です。国の子育て世帯生活応援特別給付金(その他世帯分)、県の子育て世帯生活応援特別給付金(その他世帯分)及び児童手当におきまして、支給対象者数の見込みから不用額が生じることから減額するものとなります。

続きまして、その下、0103母子父子福祉に要する経費83万5000円の減額です。ひとり親家庭の母または父が就職する際に有利性を確保する目的で、資格の取得を促進するために給付する高等職業訓練促進給付金の応募者が見込みより少なかったことから、不用額を減額するものでございます。

続いて、その下、3目保育所費、02保育所管理事業、0202第一保育所管理運営に要する経費400万円の 減額です。保育者保育向上など会計年度任用職員の報酬等について不用額が発生することから減額を行 うものです。

続いて、その下、0203やまゆり保育所管理運営に要する経費963万8000円の減額です。第一保育所と同様に会計年度任用職員の報酬等について不用額が発生することから減額を行うものです。

続いて、その下、0204わかぐり保育所管理運営に要する経費1846万5000円の減額です。第一保育所とやまゆり保育所同様に、会計年度任用職員の報酬等について不用額が発生することから減額を行うものです。また、外壁塗装工事を行いまして、入札差金が発生したことから、合わせて不用額として落とすものでございます。

続いて、79ページをお願いします。

4 目児童福祉施設費、01児童福祉施設維持管理事業、0101民間保育所に要する経費1877万4000円の減額です。民間保育所等の取組に対し交付します交付金、補助金の交付見込みから子ども・子育て支援交付金など不用額が生じるものを減額するものです。また、民間保育所において保育士の安定確保に資するため、保育緊急対策事業補助金について追加で補正を行うものとなります。

なお、この追加する保育緊急対策事業補助金につきましては、明許繰越しを行いまして、令和5年度の 事業に充当することとなりますことを申し添えさせていただきます。

続いて、その下、0102認定こども園に要する経費2190万円の減額です。市内の子どもが認定こども園を利用するに当たり市が支弁する給付金において、当初の見込みから比べ不用額が発生することから減額するものです。また、民間保育所と同様に認定こども園においても保育士の安定確保に資するため、保育緊急対策事業補助金について追加補正を行うものとなっております。保育緊急対策事業補助金につきましては、民間保育所と同様に予算繰越しの取扱いとさせていただきます。

続きまして、その下、0103家庭的保育に要する経費36万円の増額です。民間保育所と、先ほどの認定 こども園事業と同様に、家庭的保育事業を行う小規模事業所において保育士の安定確保に資するため、 保育緊急対策事業費について増額を補正、追加の補正を行うものとなっております。この補助金につき ましては、先ほどと同様に予算繰越しの取扱いとさせていただきます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、子ども家庭課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、簡潔にご質問をいただきたい と思います。

○佐藤文雄委員

これはマイナスになっているから全部分かるんですよ。だから、数字なんです。当初の予算が何人で、 結果的に何人になったと。これ全部一覧表にして作ってくださいよ。これだけじゃ、分からないですよ。 金額は分かるけれども、人数が分からないことだから、人数なんですよね、問題は。全部一覧表にして 提出していただけますか。

○子ども家庭課長(斎藤隆男君)

暫時休憩お願いします。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。

[午後 4時31分]

○櫻井繁行委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後 4時34分]

○子ども家庭課長(斎藤隆男君)

それでは、ちょっと資料を整理させていただきまして、提出させていただきたいと思います。

○櫻井繁行委員長

それでは、お願いいたします。

○佐藤文雄委員

あと、わかぐり保育所の外壁塗装工事の差金、これの書取書をお願いします。

○子ども家庭課長(斎藤隆男君)

契約担当課である検査管財課と調整させていただきまして提出したいと思います。

○佐藤文雄委員

はい、よろしく。

○櫻井繁行委員長

それでは、そちらについても出せるものを各委員のほうに配付を、ガルーンのほうにお願いいたします。

そのほかございませんか。

○来栖丈治委員

議案集79ページです。先ほど佐藤委員からあったこととも関連はする感じなのですが、児童福祉施設費というところでマイナスのいわゆる減額補正があって、新規事業として保育緊急対策事業というのがここに3つですか、入っていると思うのですよね。その事業の内容をお聞きしたいのと、減額された事業との関連性があるのか、ないのかも含めてお願いしたいと思います。

○子ども家庭課長(斎藤隆男君)

ご質問のありました保育緊急対策事業補助金につきましては、令和3年度から開始しました保育士の確保対策としまして、月額1万5000円を保育士に補助をするといった事業でございます。こちらなぜ令和4年度というような追加で補正させていただいたかといいますと、これまでも臨時交付金等の特別財源を充てさせていただいておりました。来年度につきましては、そちらのちょっと見込みが立たないということで、令和4年度の補助金が活用できるというようなことから今年度計上しまして、予算繰越しで令和5年度、実際はやっていくというような財源確保目的でございます。

それと、そういった、その件を勘案しますと、ほかの減額したものにつきましては、またそれぞれ各メニューがある補助金でございまして、臨時交付金とは別に、標準的に子ども・子育て支援交付金とか決まったメニューでございますので、それとはちょっと関連が違うものですから、あえて別立てで減額と、あとは追加というような状況になってございます。

○来栖丈治委員

保育士の確保ができないよといった請願があったりして1万5000円の補助事業をつくってもらったか と思うのですが、その事業の原資というか、そこに充てる緊急対策事業というのだという説明だったの ですが、これ市単独なのでしょうかね。それだけちょっと確認したい。

○子ども家庭課長(斎藤隆男君)

この制度自体は市単独でございます。ただ、財源的には、そういった特別財源を活用するといった状況です。

○来栖丈治委員

はい、分かりました。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて保健福祉部介護長寿課から特に補足説明等ございませんか。

○介護長寿課長 (川原場宗徳君)

それでは、令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算の介護長寿課所管分につきましてご説明させていただきます。

議案集70ページをお願いいたします。

まず、歳入となります。

最下段となってございます。16款2項2目民生費県補助金、2節老人福祉費補助金でございます。説明欄につきましては、地域医療介護総合確保基金事業補助金1806万円の減となってございます。内容につきましては、介護施設等の改修等に係る補助金となってございましたが、事業所のほうが申請を見送ったことにより減額するものでございます。

続きまして、議案集72ページになります。

中段でございます。19款2項3目介護保険特別会計繰入金、説明欄につきましては、介護保険特別会計繰入金4971万5000円の増でございます。こちらにつきましては、介護給付費や事務費等の令和3年度の市負担分の精算により介護保険特別会計からの繰入分となってございます。

続きまして、歳出の部分となります。

議案集75ページになります。概要書は、25ページをご覧ください。

2款1項5目財産管理費、説明欄05のあじさい館管理事業499万9000円の増でございます。こちらにつきましては、あじさい館にて使用する光熱水費につきまして、電気料金の不足が見込まれることから増額をするものでございます。

続きまして、議案集77ページの中段になります。

3款1項3目老人福祉費、説明欄01の高齢者対策事業、0101の要援護高齢者等対策に要する経費2353万8000円の減となります。内容につきましては、先ほど歳入でご説明させていただきました地域医療介護総合確保基金事業補助金についての1806万円及び19節扶助費の老人保護措置費につきまして、養護老人ホーム措置入所者数の減に伴い547万8000円の減と、2つ合わせまして2353万8000円を減額するものでございます。

続きまして、議案集79ページ、中段となります。

4款1項2目予防費、説明欄の01感染症等対策事業でございます。0101の感染症対策に要する経費178万3000円の増となります。内容につきましては、22節の償還金利子及び割引料の国庫負担金等返還金になっており、令和3年度に実施しておりましたPCR検査の補助金として、受入済額の精算としまして178万3000円の返還額が出たことから増額の補正を行うものです。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、介護長寿課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

「発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第20号 令和4年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

保健福祉部介護長寿課から特に補足説明等ございませんか。

○介護長寿課長 (川原場宗徳君)

それでは、令和4年度かすみがうら市介護保険特別会計の補正予算(第3号)につきましてご説明させていただきます。

介護保険特別会計の補正予算の詳細につきましては、議案概要書45ページをご覧いただきたいと思います。

補正額につきましては、歳入歳出にそれぞれ8065万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億6964万2000円とするものでございます。

まず、歳入の部分となります。

議案集108ページをご覧いただきたいと思います。

8款1項1目1節繰越金8065万4000円の増でございます。こちらにつきましては、前年度繰越金となります。

続きまして、歳出の部分となります。

議案集109ページをご覧いただきたいと思います。

6款1項1目介護給付費準備基金積立金、説明欄の01介護給付費準備基金積立てに要する経費でございます。こちらは3093万9000円の増となりますが、令和3年度の負担金の精算が終わりましたことから、同額につきまして補正を行うものでございます。

その下となります。 7 款 3 項 1 目一般会計繰出金でございます。説明欄の01一般会計繰出しに要する 経費4971 万5000 円の増となります。こちらも令和3 年度の精算が終わったことにより、繰出しのほうを 行うものとなってございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、介護長寿課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

支出のほうで介護給付費準備基金積立金が3093万9000円、これがありますね。そうすると、これ年度末で幾らになるのですかね。

○介護長寿課長 (川原場宗徳君)

基金の残額となりますけれども、令和3年度末現在で2億1154万5767円ございました。今回、その3093万円程度を積立てますと、今後、利子が入ってくる可能性もありますが、見込みでは2億4271万7490円程度と考えているところでございます。

- ○櫻井繁行委員長 よろしいですか。
- ○佐藤文雄委員

はい。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございますか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号 令和5年度かすみがうら市介護保険特別会計予算を議題といたします。

保健福祉部介護長寿課から特に補足説明等はございませんか。

○介護長寿課長 (川原場宗徳君)

それでは、令和5年度かすみがうら市介護保険特別会計予算につきましてご説明をさせていただきたいと思います。

介護保険特別会計につきましては事業概要説明書がございませんので、予算書を用いまして歳入歳出 のご説明をいたしたいと思います。

まず、歳入のほうからの説明となります。

予算書の174ページをお願いいたします。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料7億8252万7000円でございます。

こちらにつきましては、65歳以上の方から頂く被保険者の保険料となってございます。

同じページの中段となります。3款1項1目介護給付費負担金、介護給付費国庫負担金6億1284万3000円でございます。こちらにつきましては、介護保険給付費の国負担分となりまして、居宅給付費分20%、施設等給付費分15%の補助率となってございます。

その下となります。3款2項2目及び3目地域支援事業交付金でございます。合わせまして3676万4000円でございます。内容につきましては、高齢者の介護予防と自立した生活支援を目的とした事業に対する国の補助金となりまして、2目の部分、介護予防・生活支援サービス事業や一般介護予防事業に係る事業費の20%、3目部分、包括支援センター運営事業や任意事業に係る事業費の38.5%の補助率となってございます。

続きまして、予算書の175ページをお願いしたいと思います。

4款1項支払基金交付金9億5020万5000円でございます。こちらにつきましては、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料の中で介護給付費の27%に該当する部分となってございます。

続きまして、その下の部分となります。5款1項1目介護給付費負担金、介護給付費県負担金5億1648万6000円でございます。こちらにつきましては、介護保険給付費の県負担分となってございまして、居宅給付費12.5%、施設等給付費17.5%の補助率となってございます。

続きまして、その下の部分となります。 3項1目及び2目の地域支援事業交付金でございます。合わせまして1949万2000円でございます。こちらにつきましては、1目部分、介護予防・生活支援サービス事業や一般介護予防事業の12.5%、2目部分、包括支援センター運営事業や任意事業に係る事業費の19.25%の補助率となってございます。

続きまして、予算書176ページをお願いいたします。

7款1項一般会計繰入金5億8348万5000円でございます。こちらにつきましては、給付費の市負担分及び人件費と事務費の繰入れ分となってございます。

続きまして、同ページの中段の部分となります。 7款2項1目介護給付費準備基金繰入金6193万1000 円でございます。こちらのほうは、介護給付費に充てるために準備基金から繰り入れる内容となってご ざいます。

続きまして、予算書177ページをお願いいたします。

10款1項1目新予防給付ケアマネジメント収入及び2目の介護予防ケアマネジメント収入、合わせまして803万6000円となってございます。内容につきましては、ケアマネジメント業務についての収入分となってございます。

歳入の説明は以上になります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

予算書178ページをお願いいたします。

1款3項1目介護認定審査会費の01介護認定審査会に要する経費につきましては、審査会委員15名分の報酬等としまして500万5000円を計上してございます。

続きまして、予算書179ページをお願いいたします。

1款3項2目の介護認定調査等費につきましては、01の認定調査に要する経費としまして1786万6000 円を計上しております。こちらにつきましては、認定調査員、会計年度任用職員3名分の賃金及び主治 医意見書の作成手数料等となってございます。

その下となります。 2款1項1目居宅介護サービス等給付費の説明欄01居宅介護サービス等給付に要する経費につきましては、要介護者の在宅や通所など居宅介護サービスの給付費としまして16億4760万5000円を計上してございます。

続きまして、2目の施設介護サービス等給付費の01施設介護サービス等給付費に要する経費につきましては、介護施設入所者に対する介護サービスの給付費としまして14億9264万円を計上してございます。 続きまして、予算書180ページをお願いいたします。

上段の部分になります。2款2項1目の01介護予防サービス給付に要する経費につきましては、要支援1、2の方が、介護サービスを受けた場合の給付費としまして6963万5000円を計上してございます。

続きまして、2款4項高額介護サービス等諸費につきましては、低所得の方のサービス利用の負担軽減を目的としまして、所得に応じた上限額を超過した分の補助でございます。1目介護サービス費の01高額介護サービスに要する経費が8523万3000円を計上してございます。また、2目高額介護予防サービス費につきましては、35万円を計上してございます。

続きまして、2款5項1目市町村特別給付費の市町村特別給付に要する経費につきましては、要介護1から5の方で常時おむつを必要とする在宅介護者のおむつ購入の費用や、要介護3から5の方の理美容の費用助成、要支援・要介護認定者に対するタクシー代補助の移送サービスとしまして2238万3000円を計上してございます。

続きまして、予算書182ページをお願いいたします。

4款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、総合事業対象者等に対する事業費になりまして、説明欄の01介護予防・生活支援サービスに要する経費としまして4265万3000円を計上してございます。

次に、4款2項1目一般介護予防事業費につきましては274万3000円を計上してございます。こちらにつきましては、説明欄0101の介護予防普及啓発に要する経費、健康相談や介護予防講座等の経費としま

して165万7000円、0201地域介護予防活動支援に要する経費としまして、65歳以上の高齢者の方を対象と しまして、介護予防と不足する支援の担い手確保を目的として元気シニアボランティア事業等106万8000 円を計上してございます。

次に、予算書183ページをご覧いただきたいと思います。

真ん中の部分より下の部分になってございます。4款4項2目地域包括支援センター費でございます。 こちらにつきましては、4120万4000円を計上してございます。主な内容としましては、説明欄02の地域 包括支援センター運営に要する経費で、令和3年度から開設しております霞ヶ浦地区地域包括支援セン ター業務委託料としまして2200万円を計上するものでございます。

続きまして、予算書の184ページの下段から185ページの上段部分になってございます。

4款4項3目任意事業の01任意に要する経費でございます。こちらにつきましては、主なものとして ひとり暮らしの高齢者等の生活改善、健康保持を図る食の自立支援事業委託経費となってございまして、 2707万6000円を計上してございます。

続きまして、4款4項4目の権利擁護事業につきましては、新たに成年後見人助成の施設分を含めたことによりまして134万5000円を計上してございます。

続きまして、5款1項1目介護予防支援事業費、介護予防支援に要する経費としまして会計年度任用 職員の報酬等及び要支援認定者の予防給付ケアプラン委託料となっておりまして、1414万6000円を計上 してございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、介護長寿課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

ほとんどが変わっていないように思われますが、保険料もほぼ令和4年度と同じですね。そこで、一般会計の繰入金、これもほとんど変わっていない。基金繰入金が前よりもマイナスということは、逆に 基金繰入れをしなくても今回はこの予算が立てられるということで理解してよろしいですか。

○介護長寿課長 (川原場宗徳君)

基金繰入れのほうでございますけれども、やはりおっしゃるとおりに、基となるものが給付費等の支出分、それから保険料とかの歳入分の差引き分等で必要な部分となってきたりしますので、そういう額になっていると考えています。

○佐藤文雄委員

それから、支出でも保険給付費もほとんど変わらないですね。令和4年度と比べて。ということは、 介護保険を受ける方の支出がかなりマイナスに見込まれるということなのでしょうか。

○介護長寿課長 (川原場宗徳君)

介護給付費につきましては、やはり令和4年度と額的にはそれほどの伸びはないかと思いますけれども、保険料につきましては、令和5年度につきましては第9期計画を策定することになっておりますので、基金、保険料等を見極めながら考えていきたいと思ってございます。

○佐藤文雄委員

保険料、人数と平均で計算すれば分かると思うので、何人なんでしょうか。

○介護長寿課長 (川原場宗徳君)

1号被保険者の見込みでは、令和5年度の人数、4月の見込みで11万3019人を見込んで考えてございます。

○佐藤文雄委員

それから、認定率、認定者数はどのぐらいを見込んでおりますか。

○介護長寿課長(川原場宗徳君) ちょっと休憩よろしいですか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。 [午後 5時 5分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開します。 [午後 5時 5分]

○介護長寿課長 (川原場宗徳君)

失礼しました。

認定者数につきましては、令和5年の2月末現在で2121人ございました。認定率としましては16.68%だったものですので、令和5年度当初になりますと若干数上がるものと考えております。

○佐藤文雄委員

ちょっともう1回。

○介護長寿課長 (川原場宗徳君)

認定者数は、令和5年の2月末現在で2121人ございました。認定率としましては16.68%でございます。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

そのほかございますか。

○来栖丈治委員

予算書183から184のところなのですけれども、包括支援センターについてです。ここで2500万円ほど 予算立てられていると思うのですが、私がちょっと記憶違いだと思うのですけれども、霞ヶ浦地区ばか りじゃなくて、千代田地区にも地域包括センターを委託してつくっていくのだというようなことがあっ たかと思うのですけれども、その件、ちょっと確認したい。

○介護長寿課長 (川原場宗徳君)

千代田地区の地域包括支援センターということでございますが、今年度、運営委託に関しましてプロポーザルのほうを実施しておりました。ただ、手を挙げる事業者さんがいなかったものですから、その時点で1回不調となりまして、2回目に、12月ですが、もう一回プロポーザルの募集をかけました。やはりそのときも事業者として手を挙げる方がいらっしゃらなかったもので、今現在、決まってはございません。

千代田地区につきましては、令和4年度について、その2回プロポーザルの募集をかけたにもかかわらず応募がなかったものですから、担当地区について、霞ヶ浦中地区は委託をされていますので、もう一つが、最初千代田中地区で考えていたところを、下稲吉中地区での委託も検討しながら、もう一度設置地区を検討した上で令和5年度にその方向性を検討していく考えでございます。

○来栖丈治委員

いわゆる中学校区単位で見ようということで、千代田義務教育学校の範囲の施設に対して募集をした のだと、今度は、下稲吉、いわゆる市街化区域の地域まで広げて募集をかけて、何とか委託の事業者を 見つけていきたいというようなことなのですか。

○介護長寿課長 (川原場宗徳君)

委員さんのおっしゃるとおりでございます。

○来栖丈治委員

30分ぐらいで行ったり来たりとか、行くことができるとか、事業者の認定とか、その場所というか、 そういうのがあったのかなと思いますけれども、そういった面では担保できるのですかね。

○介護長寿課長 (川原場宗徳君)

基本的に、やはり、その30分で出かけていって、対応できるというような形がありますので、基本的には、その中学校単位の地区で、そこの事業所が好ましいという話でございますので、そういう考えになると思います。

○来栖丈治委員

もしそれでも、なかなか難しいということになると、今の市外とか何かでも、そういうサービスしているところもあるかと思うのですけれども、そういった考えも含めて、令和5年度に千代田地区の包括支援センターをつくっていくというような考え方を持っているということでよろしいですか。

○介護長寿課長 (川原場宗徳君)

最終的には、地区に置くというのは前提だと思います。ただ、事業所としてもともとない、例えば、 社会福祉法人でほかのところにはあるのですけれども、その事業所自体が仮に千代田地区のほうにない という場合で、千代田地区に置けるような可能性があるとすれば、そちらのほうの事業所でも可能性は あると思います。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

「発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

討論を終決します。

それでは採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第21号 令和5年度かすみがうら市一般会計予算のうち、保健福祉部所管の歳入歳出予算 に関する部分を議題といたします。

それでは、保健福祉部介護長寿課から特に補足説明等ございませんか。

○介護長寿課長 (川原場宗徳君)

それでは、令和5年度かすみがうら市一般会計予算についてご説明させていただきます。

予算書14ページをお願いしたいと思います。

13款1項1目1節の老人福祉費負担金、老人ホーム入所措置事業負担金でございます。467万円を計上してございます。こちらにつきましては養護老人ホーム入所措置者の個人負担金となってございます。

予算書15ページをお願いいたします。

14款1項1目2節あじさい館使用料でございます。476万4000円は、浴室やカラオケ等の使用料となってございます。前年度に比べ、80万円増額してございますが、こちらにつきましては、コロナ禍の対応に向けまして利用者の増を見込み、増額しているものでございます。

続きまして、予算書の17ページをお願いいたしたいと思います。

15款1項1目の民生費国庫負担金6節の介護保険事業費負担金でございます。低所得者保険料軽減負担金2010万8000円、こちらにつきましては、低所得者に対して保険料負担軽減を図るため、第1から第3段階までの保険料軽減分の国庫負担分で、補助率は2分の1となってございます。

予算書のほうは20ページをお願いいたします。

16款1項1目の民生費県負担金でございます。6節の介護保険事業費負担金、低所得者保険料軽減負担金1005万4000円、こちらにつきましては先ほどの県負担分となってございまして、補助率は4分の1となってございます。

同じページのその下の部分となります。

16款2項2目の民生費県補助金、2節の老人福祉費補助金41万6000円でございます。主なものとしましては、高齢者対策事業補助金となってございまして、市内老人クラブ等に交付する補助金となってございます。令和4年度に比べまして1807万5000円の減額となってございますけれども、先ほども説明させていただきました地域医療介護総合確保基金事業補助金としまして、令和5年度に要望がなかったことから減額しているものでございます。

続きまして、歳出につきまして説明させていただきます。

概要説明書は28ページをお願いします。

予算書につきましては39ページとなってございます。

事務事業名、あじさい館管理事業になります。8902万6000円、こちらにつきましては、あじさい館管理に要する経費となってございます。令和4年度に比べ186万1000円の増となってございますが、燃料費等の高騰が続きまして、ボイラー供給等のための重油代、また電気料の価格高騰を見込みまして増額させていただいております。

次に、事業概要説明書29ページとなります。

予算書につきましては55ページになります。

事務事業名としましては高齢者対策事業になります。 令和5年度の予算額としまして6572万4000円を計上させていただいております。主な内訳としましては、1番、要援護高齢者等対策に要する経費3087万7000円となりまして、緊急通報業務委託275万9000円、老人保護措置費2760万円等となってございます。 続きまして、2番の長寿社会づくりに要する経費の部分でございます。3484万7000円、こちらにつきましては、主なものとしまして、シルバー人材センターの補助金や高齢者クラブ運営助成金となってございます。

次に、概要説明書は30ページとなります。

予算書は56ページの中段部分となっております。

事務事業名、介護保険事業になります。5億9273万1000円を計上させていただいております。内訳としましては、1番の居宅介護サービス等利用者助成に要する経費924万6000円となってございます。こちらのほうは、低所得者の方が在宅居住系のサービスを利用した場合の利用者負担分の4分の1を助成するものでございます。

2番としましては、介護保険特別会計繰出に要する経費としまして5億8348万5000円を計上させてい

ただいております。こちらにつきましては、介護保険特別会計への繰出分となってございます。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明が終わりました。介護長寿課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

○矢口龍人委員

予算書55ページの緊急通報装置、何件くらいこれあるのですか。

○介護長寿課長 (川原場宗徳君)

緊急通報装置につきましては、大体月に103件ほどの方が利用されています。

○矢口龍人委員

これはリースみたいな形で借りられる、どのようなシステムなのですか。

○介護長寿課長 (川原場宗徳君)

こちらのほうにつきましては、委託業者のほうから、固定電話機につける本体と、ペンダント型の発信機がセットになって貸し出しているものでございます。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

それでは、続きまして、保健福祉部子ども家庭課から特に補足説明等ございませんか。

○子ども家庭課長(斎藤隆男君)

それでは、議案第21号 令和5年度かすみがうら市一般会計予算の子ども家庭課所管について説明させていただきます。

まず、歳入の主なものについて説明させていただきます。

予算書の14ページをお願いいたします。

ページの下のほうになります。13款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金、2節児童福祉費負担金5437万1000円、前年度比1834万5000円の減となります。保育所等の保育料及び放課後児童クラブに入会する児童に関わる負担金となります。3歳未満の第2子の保育料は市独自で無料化を図るため、公立民間保育所の保育料が令和4年度予算と比較しまして2168万5000円ほど減額となっております。続きまして、予算書17ページをお願いいたします。

上のほうになります。15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、2節児童福祉費負担金7億9352万9000円、前年度対比で4083万2000円の減となります。児童手当交付金及び子どものための教育・保育負担金に係る国負担分となります。補助率は児童手当交付金がおおむね6分の4、教育保育給付負担金が2分の1となります。

続いて、その下、3節児童扶養手当給付金負担金5026万3000円、前年度比で144万7000円の減となります。児童扶養手当支給に係る国負担分となります。補助率は国3分の1となっております。

続いて、下の段になります。15款2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金239万1000円、前年度比25万6000円の減でございます。認定こども園における預かり保育や認定外保育施設、民間幼稚園などを利用した際に市が指名する施設等の利用に対する国補助金になります。補助率は2分の1となります。

続いて、その下、3節子ども・子育て支援交付金7319万4000円、前年度比513万5000円の増でございま

す。子ども・子育て支援事業計画に位置づけられた事業に対する補助金で、補助率は国3分の1となります。

続いて、予算書18ページをお願いいたします。

5 節母子家庭等対策総合支援事業費補助金180万4000円、前年度比43万8000円の増となります。ひとり 親家庭の資格取得支援に係る高等職業訓練促進給付金の補助でございまして、国の補助相当分4分の3 を計上したものとなります。

続いて、その下、6節児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金188万4000円、前年度比2万円の増でございます。子ども家庭総合支援拠点の運営に係る国の補助金となります。補助率は基準額の2分の1となってございます。

続いて、予算書19ページをお願いいたします。

一番下の段になります。16款県支出金、1項県補助金、1目民生費県負担金、2節児童福祉費負担金 2億9579万4000円、前年度比1366万6000円の減となります。児童手当交付金及び子どものための教育・ 保育負担金に関わる県負担分となります。補助率は児童手当がおおむね6分の1、教育保育給付負担金 が4分の1となっております。

続いて、予算書20ページをお願いいたします。

二段目の中段、下になります。16款2項県補助金、2目民生費県補助金、4節児童福祉費負担金3783万8000円、前年度比777万1000円の増となります。内容につきましては、子どものための教育・保育給付費地方単独費用補助金は、教育認定を受けた認定こども園に通う児童分の給付に係る地方負担分に対する補助となります。

続いての民間保育所乳児等保育事業補助金につきましては、1歳児の受入れに対する補助金となります。多子世帯保育料軽減事業費助成金につきましては、2子以上多子の保育料を軽減するための補助金となります。保育対策総合支援事業補助金につきましては、保育士の負担軽減のために、保育補助者等の雇用促進を行う事業に関わる県補助金となります。補助率は事業それぞれに8分の1から2分の1と定まっております。

続きまして、その下、5節子ども・子育て支援交付金6666万5000円、前年度比139万4000円の減です。 子ども・子育て支援事業計画に位置づけられた事業に対する県補助金で、補助率は国と同様に3分の1 となっております。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

事業概要書は31ページをお願いいたします。

予算書は58ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、01の子ども・子育て支援事業、事業概要説明書の一番上の家庭児童相談に要する経費でございます。1189万5000円、前年度比61万1000円の減でございます。主な内容は、子ども未来室における相談指導業務のために、家庭児童相談員を雇用し、報酬及び事務に要する経費となっております。

続きまして、予算書は59ページをお願いいたします。

概要書の2段目、子育て支援に要する経費2364万円、前年度比131万9000円の増です。主な内容は子育てを支援するためのファミリーサポートセンター事業委託、第3期子ども・子育て支援事業計画策定業務委託を令和5年度に行います。あと茨城県の補助を活用しました多子世帯保育料軽減事業助成金を組み込んでいるものでございます。

続きまして、事業概要書は32ページをお願いいたします。

予算書はそのページのままです。

3款2項2目児童措置費、01の児童措置事業、一番上の段の児童扶養手当に要する経費となります。 1億5096万円、前年度比433万2000円の減でございます。両親の離婚などにより父または母のどちらか一 方と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を目的 に児童扶養手当を支給する事業となります。

続いて、予算書の60ページをお願いいたします。

児童手当支給に要する経費5億3254万円5000円、前年度比3061万2000円の減です。中学校終了までの 児童を養育している方に手当を支給するものでございます。

続いて、母子父子福祉に要する経費248万円1000円、前年度比58万4000円の増です。ひとり親家庭の父または母が就職の際に、有利性を確保する目的で資格の取得を促進するために給付する高等職業訓練促進給付金として2名分、240万6000円を計上しております。国庫補助が入りまして4分の3相当となります。

続いて、事業概要書は33ページをお願いいたします。

予算書は66ページになります。

3款2項3目児童福祉施設費、01児童福祉費施設維持管理事業、民間保育所に要する経費です。4億7828万1000円、前年度比2613万4000円の減です。市内の子どもが民間保育所を利用するに当たり、市が支弁する給付費となります。そのほか、保育総合支援事業費など補助金を盛り込んでいるところでございます。

続きまして、その下、認定こども園に要する経費 5 億202万5000円、前年度比2624万3000円の減でございます。先ほどの民間保育園と同じ給付費及び補助金の内容となります。令和4年度と比較しますと、利用児童の状況から給付費の減少を見込んでいるところでございます。

続きまして、その下、家庭保育等に要する経費、こちら内容は、次のページの67ページになります。 先ほどの民間保育事業、認定こども園事業と同じ給付費と補助金の内容となります。令和4年度の実 績から、増加が見込まれることから、給付費が1284万7000円増加となっております。

続きまして、事業概要書は34ページをお願いいたします。

予算書は69ページのままです。

3款2項6目放課後児童健全育成事業、01放課後児童健全育成事業、放課後児童健全育成に要する経費です。1億8351万8000円、前年度対比267万2000円の増となります。公設放課後児童クラブに係る委託料、民間放課後児童クラブの運営に関わる補助となります。令和5年度は、公設民営放課後児童クラブ運営委託の長期継続契約による委託期間満了に伴いまして、新たに業者の選定を行うことから委託費の増並びに民間放課後児童クラブの送迎自動車の児童の取り残し防止に関わる安全装置に係る補助などを計上しまして増額となっております。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、子ども家庭課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

もう待機児童というのはなくなっているかなと思いますが、今回、これに当たって、各保育所の一覧 表を探したのですが、分からなかったのですよ。保育所、第一保育所からあるでしょう。あと民間の保 育所、それが 0 歳から、そういう一覧表、それは出せないのですか。

○子ども家庭課長(斎藤隆男君)

一覧表、各年齢ごとで児童数も含めてということでよろしかったですかね。

○佐藤文雄委員

そうですよ。

○子ども家庭課長(斎藤隆男君)

それは、月時点でちょっとあとで資料としてお出しさせていただけばと思います。

○櫻井繁行委員長

それでは、各委員に追って、ガルーンで配付をしたいと思います。

○佐藤文雄委員

それを見ないと、保育所の、例えば、定員が何人であって、それが何人受入れしているか、それじゃ分からないんだよね。そういうチェックしないといけないかなと思ったのですよ。これで、決算後ではなくて、予算の段階でどれだけ待機児童というか、保育士の問題も含めてどうなのかというのをチェックしなくちゃいけないなと思ったのです。では、出てから後で質疑してもよろしいですかね。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。

[午後 5時36分]

○櫻井繁行委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後 5時42分]

○子ども家庭課長(斎藤隆男君)

現時点におきまして、まだ募集が締め切っていないというか、二次募集、三次募集という段階で、今、 お手元のほうに資料を配らせていただきました。今、本当にざっくりな、まだ概算という数字で大変恐 縮なのですが、それぞれの施設ごとの今、応募いただいている人数となっております。あと、待機児童 につきましては、今、現時点におきましては予定数、利用定員にまだ達していない状況がありますので、 まだ募集については可能かなという状況でございます。

○佐藤文雄委員

これ、第一保育所からキッズランドなないろまでのそれぞれの定員は教えていただけますか。

○子ども家庭課長(斎藤隆男君)

口頭で大変恐縮ですが、ちょっと述べさせていただきます。第一保育所定員が50名、これ利用定員でございます。やまゆり保育所は130名、わかぐり保育所が120名、のぞみ保育園は90名、霞ヶ浦保育園が70名、プルミっこ保育園なのですが150名、千代田保育園が164名、神立幼稚園になります。こちらは195名、くりのみ幼稚園が192名、美並未来みなみこども園が135名、キッズランドなないろについては募集50名と書いてあります、利用定員は6名でございます。入る児童の年齢に応じて保育士1人当たりの0歳児以下は3名、1歳以上は6名というような組合せで実際利用定員は6名なのですが10名の応募があるという状況でございます。

○佐藤文雄委員

これと、保育士が足りないと言っているのだけれども、定員と保育士のギャップ、これは分かりますか。

○子ども家庭課長(斎藤隆男君)

公立保育所第一、やまゆり、わかぐりにつきましては、先ほどの利用定員とこちらの応募人数が変わりあるというふうに見て取れていただいたかと思うのですが、この実際の応募数に対しての保育士については確保しているような状況でございます。こちらは正職員プラス会計年度任用職員等で賄っている

というような状況でございます。

そのほか、民間の保育施設につきましては、それぞれ利用定員に応じた、利用数に応じた保育士を確保しているというところです。ですので、利用定員マックスまでの保育士を確保しているかというとそうではないということでご理解いただければと思います。

○佐藤文雄委員

第一保育所から、やまゆり保育所、わかぐり保育所は公立だから保育士の確保はできていると、あと ほかの、のぞみ保育園かこれ、そうだね、そのほかについては分からないということですね。

○子ども家庭課長(斎藤隆男君)

基本的には、やっぱり保育士が確保できていない状態でお子さんは受入れられませんので、保育士は 確保できているという認識でございます。

○佐藤文雄委員

保育士と定員のギャップがこれでは分からない。そういうギャップなんかは分かりますかという質問なのですが、いかがですか。

○子ども家庭課長(斎藤隆男君)

各年齢ごとに子どもが利用するに当たって、保育士が何人必要かというところではあるかと思います。 そちらについては、基本的に利用定員の前に、保育士の数である程度受入れの児童を抑制しているとい うところがございますので、現時点の保育士に対する受入れ総数については合致しているというような 認識でございます。

○佐藤文雄委員

実際には、例えば、くりのみ幼稚園なんかは190人だけれども、定員が192人でしょう。これで、実際にあと何人受入れられるのかというのはちょっと未知数だよね。神立幼稚園、190人に対して195人じゃないですか。これもかなり厳しいですよね。そういうところがどうなのかなというのが心配なのですよ、逆に。本当に保育士が足りているのかということが行政のほうでチェックをしていらっしゃいますか。今、大丈夫だよというふうに言いましたけれども。

○子ども家庭課長(斎藤隆男君)

こちらのチェックというか、基本的にこちらから市が保育に関する給付を行っております。そちらに対しては、全部の職員数、名簿まで出していただきまして、本当に適正量のあるものか、それが適正に、実際には給付金を支払う段階において、ちゃんと保育士さんがいますよというものは確認取っておりますので、そちらは通常の業務の中で常々で確認を行っているいうことです。

○佐藤文雄委員

予算を立てるときには、保育士の人数はこの定員に合わせたような人数で計上しているということで よろしいですか。

○子ども家庭課長(斎藤隆男君)

こちらの、おおむねはその実績ベースになるところもございます。こちら年度ごとに応じまして、定員等が変化しますと、単価等が、給付費を行う単価等が変更になる場合とかですね、実際の人数の掛け算がその月ごとに前後しますので、そういった平均的な数字を見てやっているというような状況でございます。給付費についてはあくまで児童数でカウントしていくものですから、保育士さんが何人いるいないというところでは、基本的にはそちらで積み上がっていくというところです。

○佐藤文雄委員

ということは、児童数というのは今までの実績というか想定でやっているということですか。

○子ども家庭課長(斎藤隆男君)

どうしても利用定員が受入れのマックスになりますので、それと、ここ数年の傾向を見ていますと、 若干、利用定員を下回るというような状況もございますので、そういった点からも利用実績をベースに おおむねの予算を見ているというところでございます。

○佐藤文雄委員

ちょっとついでで申し訳ないけれども、今回いろいろ補正予算でも話したけれども、児童数、これがよく分からないので、それを出せませんかね。今回の予算のやつは、出せますか。

○子ども家庭課長(斎藤隆男君)

予算見積り段階の人数ということでもよろしいでしょうか。

○佐藤文雄委員

いいです。

○子ども家庭課長(斎藤隆男君)

それでは、積み上げたときの根拠資料等で見ていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○櫻井繁行委員長

提出お願いします。

○佐藤文雄委員

あと、会計年度、いわゆる臨時保育士になるのかな、時間給は幾らですか。

○子ども家庭課長(斎藤隆男君)

令和5年度の予算計上の単価になります。保育士には2種類ほどございまして、クラス担任等を持っていただく方ですと、最低の時給で1137円、担任、クラス担任等を持たない方ですと1060円、これが最低となりまして、経年といいますか、年数が複数年たちますと、多少昇給していくというような状況でございます。

○佐藤文雄委員

それと、支援金がありましたよね。1万5000円というか、保育士1人当たり。これは会計年度職員も対象になるのですか。

○子ども家庭課長(斎藤隆男君)

これは制度開始のときから民間保育施設のみ対象としております。市の職員、会計年度職員は対象としておりません。

○佐藤文雄委員

市の職員は対象外、それでこの賃金で、保育士さんが働いているのですか。

○子ども家庭課長(斎藤隆男君)

今おっしゃられたとおりです。

○櫻井繁行委員長

よろしいでしょうか。

○佐藤文雄委員

よろしいです。しようがないね。

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

[午後 5時54分]

○櫻井繁行委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後 5時54分] お諮りをいたします。

本日の委員会はこの程度を持ちまして終了したいと思いますが、ご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定をいたしました。

それでは、これをもちまして本日の委員会を散会いたします。

散 会 午後 5時54分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和5年第1回定例会議案審査特別委員会

委員長 櫻井 繁行